

目 次

第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 外部監査のテーマ	1
2.1 選定したテーマ	1
2.2 テーマの選定理由	1
3 外部監査の実施期間	1
4 外部監査の方法	1
4.1 監査の要点（着眼点）	1
4.2 監査対象とした委託業務	2
4.3 主な監査手続	2
4.4 往査の実施状況	2
5 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	3
5.1 包括外部監査人	3
5.2 外部監査補助者	3
6 利害関係	3
第2 監査の結果及び意見	4
1 京都府における外部委託に関するこれまでの取組	4
2 地方公共団体が締結する契約について	5
3 個別委託の状況	10
3.1 知事室長グループ	10
3.2 職員長グループ	33
3.3 会計管理者	37
3.4 総務部	41
3.5 政策企画部	54

3.6 府民生活部	60
3.7 文化スポーツ部	83
3.8 環境部	102
3.9 健康福祉部	118
3.10 商工労働観光部	147
3.11 農林水産部	170
3.12 建設交通部	189
3.13 議会事務局	198
3.14 監査委員事務局	206
3.15 人事委員会事務局	209
3.16 教育委員会	212
3.17 警察本部	232
4 総括（指摘事項及び意見のまとめ）	256
4.1 個別事項の総括	256
4.2 全体的事項	258

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び京都府外部監査契約に基づく監査に関する条例の規定に基づく包括外部監査

2 外部監査のテーマ

2.1 選定したテーマ

事務事業の外部委託の現状と今後について

2.2 テーマの選定理由

京都府では、厳しい行財政環境を踏まえ、業務の効率化を進めつつサービスの質の向上を図る観点から、様々な事務事業を対象として外部委託が推進されてきた。

これらの外部委託については、発注や履行確認を適切に実施することはもとより、効果的かつ効率的な委託内容としていくことが重要であり、こうした観点から外部委託の現状について検証するとともに、更なる外部委託の拡大の可能性について提言も行いたい。

また、一方で、定員適正化の取組もほぼ限界に近い状況の中で、拡大の一途を辿る社会保障ニーズや地方創生に向けた新たな取組など、行政需要はますます増加・複雑化する傾向にあることから業務の一層の効率化を図る必要があり、外部委託の拡大に加え、さらに効率的な仕事のやり方にも着目した検証・提言を行うこととする。

なお、平成26年7月に策定された「府民満足最大化・京都力結集プラン」においても、より質の高い府民サービスを生み出す仕事のやり方を追求することとされており、時機にあった意義があるものとする。

3 外部監査の実施期間

平成27年6月から平成28年3月まで

なお、監査の対象期間は、原則として平成26年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及するとともに、平成27年度以降の状況等についても言及している。

4 外部監査の方法

4.1 監査の要点（着眼点）

- ・ 契約事務が法令、条例、規則等に基づいて適正に実施されているか。
- ・ 委託先の選定方法において透明性、客観性、経済性が確保されているか。
- ・ 契約金額の積算は十分な根拠に基づき適切に算定されているか。
- ・ 履行確認が適切に実施されているか。
- ・ さらに効果的かつ効率的な委託内容にならないか。
- ・ 事務事業の更なる外部委託が可能か。
- ・ 事務事業の一層の効率化が可能か。

4.2 監査対象とした委託業務

定形・大量・反復・専門的業務の外部委託に限定し、さらに、施設管理・工事・保守点検・ITシステム・設計・警備・清掃・調理・検査・測量・競輪に関する委託業務は除外した。

4.3 主な監査手続

①全部局に対するアンケートの実施

京都府全体の外部委託の状況を把握するため、全部局に対してアンケートを実施した。

②関係書類の閲覧

京都府の所管部署より各種関係書類や資料の提供を受けるとともに、これらの通査・閲覧を通して各部署における事務委託の状況について理解を深めるとともに問題点等の検出に努めた。

③関係者への質問

関係書類の閲覧等を通じた理解のみでは不十分な点については、所管部署の担当者に直接質問をし、回答を得るという形で監査を進めた。

④個別案件の調査・検討

平成26年度の契約金額1件につき1,000万円以上の業務委託案件それぞれの関連資料を徴取し、個別の業務委託の問題点について検討した。

⑤現地視察

必要に応じて関連諸施設に赴きその概要を把握するとともに、質問等により現地における委託業務の状況の確認を行い問題点の検出等に努めた。

⑥上記手続を通じて検出された問題点についての改善策等の検討

監査の主目的が問題点の検出にあることは言うまでもないが、それに留まらず検出された問題点をどのように改善するべきかについて提案・提言等を行うことも監査の重要な役割である。こうした監査の役割に留意しつつ、可能な限り改善策についての検討を加え、積極的に提案・提言に繋げられるように努めた。

4.4 往査の実施状況

外部監査の実施に当たっては外部委託の状況について所管部署へのヒアリングを実施するほか、必要に応じて関連諸施設に赴きその概要を把握するとともに現地において保管する資料並びに委託業務の状況の確認を行った。現地における確認の状況は以下のとおりである。

対象施設	対象業務	実施日
府庁内	経理業務に係る伝票精査	8月19日
	総合案内・相談	9月2日
	旅費・手当審査	9月3日
	電話交換業務	12月17日
旅券事務所	旅券申請・交付	8月19日
京都テルサ	ジョブパーク／マザーズジョブカフェ	同上
	スポーツ選手育成のための専門測定・相談	同上
農林センター	原々種育苗	10月15日
福知山警察署	自動車保管場所証明現地調査	同上
三段池公園総合 体育館	運転免許証更新時講習	同上
市民交流プラザ ふくちやま	北部ジョブパーク／マザーズジョブカフェ	同上

5 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

5.1 包括外部監査人

中野 雄介 公認会計士・税理士

5.2 外部監査補助者

四方 浩人 公認会計士・税理士・中小企業診断士

津田 穂積 公認会計士・税理士

中村 洋平 税理士

人見 敏之 公認会計士

山尾 勇介 公認会計士 (五十音順)

6 利害関係

京都府と包括外部監査人並びに補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査の結果及び意見

1 京都府における外部委託に関するこれまでの取組

京都府では、従来から行政運営の効率化を進めるため、官民経費比較の観点から、清掃や警備など施設の一部管理業務や設計・測量業務など外部委託を推進してきた。とりわけバブル経済崩壊後は、京都府を取り巻く厳しい財政状況から更なる事務事業の効率化が必要となり、『京都府新しい行政推進大綱』において「専門性、技術性、臨時性の高い部門等外部委託によって効率化が図られる部門については、行政サービスの維持、向上という点に配慮しながら積極的に外部委託を推進する」ことを掲げ、『第二次京都府新しい行政推進大綱』及び『財政健全化指針』においては、外部委託を推進する業務として「定型的業務、施設管理業務、試験検査業務、役務提供業務」を明示した。また、『経営改革プラン』では、「民間が持つ専門的知識、技術、設備等を活用する方がより効果的・効率的である業務や臨時的な業務等についても幅広く外部委託を進める」ことが謳われた。京都府は、これらに基づき行財政改革を進める中で、施設管理業務や窓口サービス業務、庶務業務等をはじめとする外部委託の拡大に取り組んできたところである。また、平成26年7月に策定された『府民満足最大化・京都力結集プラン』においても「仕事の無駄を徹底的に省くとともに、職員一人ひとりが創意工夫することで、より質の高い府民サービスを生み出す仕事のやり方へと府庁全体がシフトしていくことにより府民ニーズにこれまで以上に迅速・的確に対応すること」を目標としている。

近年の主な取組実績並びに部局別の外部委託契約額及び委託件数の推移は以下のとおりである。

【表1の1】近年における取組実績

平成18年	下水道管理運営の包括民間委託 府民利用施設の指定管理者制度導入
平成19年	総合資料館カウンター業務の委託 旅券事務所旅券申請受付・審査業務の委託 会計課一次審査業務の労働者派遣導入 浄水場の運転管理業務の委託 与謝の海病院検査業務の委託
平成20年	旅費・手当審査業務の委託（総務事務センター）
平成21年	計量検定業務の委託
平成23年	会計課一次審査業務の委託

【表 1 の 2】 外部委託契約額及び委託件数の推移

部局	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)
知事室長グループ	429,232	65	422,347	76	446,435	63	497,245	108	511,134	103
職員長グループ	66,409	61	67,363	57	60,662	60	68,922	62	64,878	63
会計管理者	40,783	3	43,278	4	34,443	3	34,123	3	33,890	3
総務部	1,742,756	703	1,761,035	694	1,727,796	748	1,832,669	845	1,900,689	856
政策企画部	1,798,931	291	1,088,447	282	971,050	297	1,115,119	338	1,315,352	407
府民生活部	630,752	143	664,465	141	688,548	201	606,935	219	479,369	222
文化スポーツ部	591,702	188	996,273	172	1,638,190	215	828,393	213	1,102,020	242
環境部	3,108,506	317	3,882,849	301	4,276,920	383	4,164,958	388	4,461,375	368
健康福祉部	3,546,887	452	3,573,610	561	3,524,719	592	3,920,921	589	4,348,822	640
商工労働観光部	3,117,288	551	3,173,462	548	2,848,901	499	2,918,793	691	4,710,084	843
農林水産部	1,209,100	410	945,141	467	932,374	433	1,295,989	513	1,164,430	446
建設交通部	13,635,048	2,558	12,295,499	2,397	15,076,936	2,429	15,833,461	2,568	14,564,985	2,064
議会事務局	75,680	10	45,524	9	55,740	11	48,443	10	78,127	9
監査委員事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人事委員会事務局	3,191	7	2,179	6	5,552	10	3,867	12	2,545	11
教育委員会	1,078,255	408	1,049,861	547	1,287,089	656	1,173,678	691	1,163,025	605
警察本部	1,635,261	479	1,755,007	527	1,813,997	521	1,672,813	502	1,806,000	466
合計	32,709,781	6,646	31,766,341	6,789	35,389,351	7,121	36,016,484	7,752	37,706,724	7,348

※政策企画部には企画理事（地域構想推進担当）を含む。

建設交通部の委託契約額及び件数が突出しているが、この大部分は公共工事にかかるものである。

環境部では、平成 26 年度の委託契約額が平成 22 年度に比して、13 億円増加している。これは東日本大震災が発生した平成 23 年度以降に、環境放射線監視に係る業務委託や浄水場等の耐震化、改修等工事の増加に伴う調査、設計等の業務委託が増加したこと、及び、浄化センター運転管理業務の包括的民間委託への移行等によるものである。

健康福祉部における平成 25 年度の委託契約額の増加は、福祉人材育成認証制度、中間的就労創出事業等の新規事業や介護・福祉人材づくり派遣事業等の増加によるものであり、平成 26 年度の委託契約額の増加は、臨時的事業である重度障害者等緊急生活支援事業、救急医療情報システム開発等業務、保育士緊急確保対策事業の実施等によるものである。

商工労働観光部では平成 26 年度の委託契約額、件数とも大幅に増加したが、これは国からの交付金により実施する「緊急雇用対策事業」が増加したためである。

2 地方公共団体が締結する契約について

地方公共団体が締結する契約を規律する実体法は、民法その他の私法であるため、基本的には契約自由の原則をはじめとする私法の規定の適用を受ける。一方で、形式については地方自治法、同法施行令、地方公共団体の財務規則その他の法令の手続規定の適用を受けることになる。

地方公共団体が締結する契約のあり方の基本理念として公正性、経済性、履行の確実性、透明性の 4 つが掲げられている。特に契約の手続が法令等に基づいており、契約の相手方の決定にあたって不公平がないこと、すなわち公正性が強く求められる。また、契約方法については公正性に加えて経済性の確保が強く要請されるため、原則として一般競争入札によることになっているが、例外的に令に定める場合のみ指名競争入札又は

随意契約が認められる。

【一般競争入札】

不特定多数の者の参加を求め、入札の方法により競争させ、地方公共団体にとって最も有利な条件で申込をした者と契約する方式。原則として、最低価格の者が落札する最低価格落札方式を採用するが、特例として、最低制限価格を定める等、最低の価格以外の者を落札者とすることができる。特例として以下の3つの方式がある。この特例については指名競争入札も同様である。

- ・最低制限価格制度
- ・低入札価格調査制度
- ・総合評価競争入札

【指名競争入札】

一般競争入札では、資格さえ満たせば誰でも参加できることから、不信用、不誠実な者が参加する可能性があることから、資力、信用その他について適当と認められる特定多数の者を指して、指名された者だけを参加させて行う入札方法により、契約の相手方を決定する。

【随意契約】

競争入札の方法によらないで、任意に相手方を選択して締結する方法。手続が簡略であり、経費負担も少ないという長所がある反面、競争原理が働きにくく、情実に左右されやすいという短所がある。特に単独随意契約による場合については、次の2点の重要なポイントを満足していること及びこれについて説明責任が伴うことも注意しなければならない。

- ・唯一の相手方であること（唯一性）
- ・適正な契約金額であること（価格の妥当性）

随意契約の一種であるが、複数の事業者から企画提案や技術提案を提出させ、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者と契約する方式をプロポーザル方式として特に分類している。

上記、3つの契約についての詳細は以下のとおりである。

【表2の1】一般競争入札、指名競争入札、随意契約の概要

項目	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
概要	<ul style="list-style-type: none"> 契約の目的その他を公告し、希望する不特定多数の者を入札の方法により競争させ、最も有利な条件で入札した者を選んで契約する方法。 地方公共団体の契約締結法の原則である(法第234条)。 	<ul style="list-style-type: none"> 資格、信用その他について適切と認める複数の者を指名し、それらの者を入札の方法によって競争させ、最も有利な条件で入札した者を選んで契約する方法。 政令で定める場合に限り、指名競争入札によることができる(令第167条)。 	<ul style="list-style-type: none"> 任意に特定の相手方を選定して、その者と契約を締結する方法 政令で定める場合に限り、随意契約によることができる(令第167条の2)。
長所	<ul style="list-style-type: none"> 相手方の選定において公正性を確保することができる。 不特定多数のものが参加するので、経済性に優れている。 	<ul style="list-style-type: none"> 不信用、不誠実な者を排除することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 信用、能力のある者を任意に選定することができる。 事務処理の効率化が図られる。
短所	<ul style="list-style-type: none"> 不信用、不誠実な者が入札に参加するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 指名する者の範囲が固定化するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 相手方選定における公正性、競争による経済性が図れないおそれがある。
入札参加資格等	<ul style="list-style-type: none"> 令第167条の4の資格 この他、必要があるときは入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。 資格を定めたときはこれを公示しなければならない(令第167条の5)。 	<ul style="list-style-type: none"> 令第167条の4の準用 この他、入札に参加する者に必要な資格を定めなければならない。 資格を定めたときはこれを公示しなければならない(令第167条の11)。 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約の相手方の資格について、特に規定(制限)はない。
契約申込の誘因	公告	入札(指名)通知	見積書提出依頼(原則)
契約申込	入札	入札	見積書提出(原則)
相手方決定の方法	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格の範囲内で、最も有利な条件で入札した者を契約の相手方とする。 工事又は製造その他についての請負の契約にあたっては、最低制限価格を定める等、予定価格の範囲内で最低の価格以外の者を落札者とするることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格の範囲内で、最も有利な条件で入札した者を契約の相手方とする。 工事又は製造その他についての請負の契約にあたっては、最低制限価格を定める等、予定価格の範囲内で最低の価格以外の者を落札者とするることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格の範囲内で、最も有利な条件の見積書を提出した者を契約の相手方とする。 京都府会計規則第163条第2項の規定により見積書の徴取を省略できる場合がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 公告において、令第167条の5及び令第167条の5の2の資格が指定され、この両資格を有する者により入札を行うことを制限付一般競争入札という。 落札者決定の特例 ① 最低制限価格制度 ② 低入札価格調査制度 ③ 総合評価競争入札 	<ul style="list-style-type: none"> 指名競争入札による場合(令第167条) ① その性質又は目的が一般競争入札に適しないとき ② その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき 落札者決定の特例 ① 最低制限価格制度 ② 低入札価格調査制度 ③ 総合評価競争入札 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約による場合(令第167条の2) ① 予定価格が規則で定める額をこえないとき ② その性質上又は目的が競争入札に適しないとき ③ 身体障害者授産施設等から物品を調達する等の契約をするとき ④ 知事の認定を受けた者から新商品として生産された物品を買い入れる契約をするとき ⑤ 緊急の必要によるとき ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約締結が見込めるとき ⑧ 入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき ⑨ 落札者が契約を締結しないとき

上記の3方式が基本であるが、京都府の委託契約選定においては、一般競争入札の総合評価方式と随意契約の公募型プロポーザル方式が採用されることが少なくない。両方式の特徴は以下のとおりである。

【表2の2】一般競争入札（総合評価方式）と随意契約（公募型プロポーザル方式）の比較

	総合評価競争入札	公募型プロポーザル方式
概要	<p>価格および質が総合的に優れたものを追求する必要がある場合（一部価格競争）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な知識・技術や創造性、構想力、ノウハウ、応用力が要求される業務等を対象とする。 ・事前に入札に関する公告を行い、競争に参加した希望者のうち、予め公表された評価基準に従って、価格と価格以外の要素との総合評価で最も優れた者が落札者となる契約方法である。 ・専門性や技術力、企画力、実績に加え、価格も審査対象となる。 	<p>契約の性質又は目的上、質を追求する必要がある場合（企画競争）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な知識・技術や創造性、構想力、ノウハウ、応用力が要求される業務等を対象とする。 ・参加資格要件を満たす複数の事業者から提出された企画や技術提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定し契約する方式である。 ・一般競争入札及び総合評価一般競争入札に適さないものの調達にあたり採用する手法である。
契約方法	一般競争入札	随意契約

【長期継続契約】

地方公共団体の契約は毎年度議会において予算として承認決議された範囲で契約することが前提であるため、単年度契約が原則である。しかしながら契約の性質に鑑み、地方自治法第234条の3には長期継続契約についての定めがあり、複数年度にわたる契約が一定の場合に認められている。

京都府では長期継続契約の対象を定める条例と京都府会計規則第135条の2に規定されている以下の契約について、複数年度にわたる契約の締結が認められている。

長期継続契約の対象を定める条例

- (1) 電子計算機その他の事務用機器の借入れに関する契約
- (2) 庁舎の保守管理業務の委託に関する契約
- (3) 機器等の借入れに関する契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの(規則で定めるものに限る。)
- (4) 役務の提供を受ける契約で、年間を通じて当該役務の提供を受けるもの(規則で定めるものに限る。)

京都府会計規則

- (1) 試験研究その他の業務の用に供する機器の借入れに関する契約
- (2) 医療用その他の業務の用に供する被服又は寝具の借入れに関する契約
- (3) 自動車の借入れに関する契約
- (4) 事務用機器又は業務用機器の保守管理業務の委託に関する契約
- (5) 電子計算機処理に係るプログラムの保守管理業務又は情報処理業務の委託に関する契約
- (6) 学校、府営住宅その他の府が管理する施設の保守管理業務の委託に関する契約
- (7) 複写サービスの提供を受ける契約
- (8) 徴収又は収納に係る事務の委託に関する契約
- (9) 広報紙その他の定期刊行物の制作、印刷又は配布の請負に関する契約
- (10) 検体検査その他の診療関係業務の委託に関する契約
- (11) 受付案内業務の委託に関する契約
- (12) 自動車運行業務の委託に関する契約
- (13) 給食業務の委託に関する契約
- (14) 旅券の発給業務の委託に関する契約
- (15) 放置車両の確認事務又は自動車の保管すべき場所の調査事務の委託に関する契約
- (16) 運転免許更新時の通知業務、申請受付業務及び法定講習業務の委託に関する契約
- (17) 会計審査業務の補助を受ける契約
- (18) 文書等配送業務の請負に関する契約
- (19) 給与の支給その他の総務事務に係る集中処理業務の委託に関する契約
- (20) 気象情報の提供を受ける契約

3 個別委託の状況

3.1 知事室長グループ

3.1.1 知事室長グループの事務概要

知事室長グループの課別業務分掌は、【表 3.1.1 の 1】のとおりである。秘書課、広報課、国際課の3つの課と広報センター、旅券事務所から構成される。

【表3.1.1の1】 知事室長グループの業務分掌

課別	業務分掌
秘書課	秘書に関すること。 栄典に関すること。 行幸啓等に関すること。 知事と各部局との連絡調整に関すること。
広報課	広報・広聴活動に関すること。 報道機関との連絡に関すること。 市町村の広報活動との連絡及び振興に関すること。
広報センター	広報に係る総合的な企画及び調整に関すること。
国際課	国際化推進事業の企画及び調整に関すること。 国際化推進事業の実施に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。 留学生政策に関すること。 国際交流団体等との連絡調整に関すること。 海外移住に関すること。 国公賓等の接遇及び京都迎賓館に関すること。
旅券事務所	旅券の発給に関すること。

外部委託の金額及び委託件数は【表 3.1.1 の 2】のとおりである。

【表3.1.1の2】 外部委託契約額及び委託件数の推移

所属名	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)
秘書課	33,684	4	33,328	3	30,782	3	30,082	3	30,754	4
広報課	330,342	47	318,739	59	346,196	44	397,605	71	417,473	78
国際課	65,206	14	70,281	14	69,457	16	69,557	34	62,907	21
合計	429,232	65	422,347	76	446,435	63	497,245	108	511,134	103

人件費及び人員数の推移は【表 3.1.1 の 3】のとおりである。正規職員数はほぼ横ばいであるが嘱託の人数は増加傾向にある。

直近2年度では広報課の委託業務が件数、契約額ともに増加傾向にある。増加理由は、委託件数については、①「全世帯配布広報紙各戸配布業務」を新聞折込からポスティングに変更し、②平成25年度から府政広報強化費として新たな委託事業を3件行っていることが大きな要因である。

なお、各戸配布業務は市町村毎に入札を行っており、より広く府民に届けるため、ポ

スティング地域の拡大を目指しているとの説明を受けている。

また、委託契約額については、①消費税が5%から8%に上がったことによる増額、②府政広報強化費として、マーケティング業務、府政情報PR業務などを平成25年度から実施していることが大きな要因である。

【表3.1.1の3】 人件費及び人員数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)
知事室長グループ	667,984	640,060	669,355	653,429	690,847
正職	63.0	63.0	62.8	65.0	64.0
正職以外	20.0	19.1	22.4	20.9	25.1
嘱託	13.0	13.0	14.8	15.3	19.2
臨職	7.0	6.1	7.0	5.6	6.0
その他	-	-	0.7	-	-
1人当たり人件費	8,753	8,453	8,616	8,279	8,554

※1人当たり人件費(参考)=人件費÷(正職数+正職以外2/3:小数点3位以下四捨五入)。小数点以下四捨五入。

※人員数は1日以上の勤務で1月カウントし、在職月数/年間月数で集計し、小数点第2位以下は切捨て。

※正職は府給与負担の派遣者や休職者も含める。この算定方法は後述する部局でも同様である。

3.1.2 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

現状における知事室長グループの外部委託状況を確認するため、知事室長グループ事務概要等により外部委託について検討が可能と思われる事業を抜粋し、「現在の業務委託有無」、「定形/大量/反復性」、「業務委託の可能性の有無(業務委託を実施していない場合)」についてアンケートしたものが【表3.1.2の1】である。

【表3.1.2の1】 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託状況

知事直轄組織(知事室長)事務概要より抜粋

具体名	業務量(多・中・少)						定型/ 大量/ 反復性	事務委託の 可能性	備考(過去の委託化検討、今後の業務量の見通し、臨時職員の方が適当か、等)
	書類形式 チェック	審査	電算 入力	給付	返済・ 債権管理	発送			
大学のまち京都留学生 応援事業	-	-	-	-	-	-	-	一部委託済	左記委託費及び人件費(留学生寮運営のため、府が公募・選定した嘱託職員)
留学生スタディ京都 ネットワーク事業	-	-	-	-	-	-	-	無	負担金及び人件費(府参与)のみ

【表3.1.2の1】の備考欄にあるとおり、大学のまち京都留学生応援事業は一部委託済みでありかつ嘱託職員で対応している。また、留学生スタディ京都ネットワーク事業は、負担金及び人件費のみである。そのため外部委託を検討していないとの見解であった。

3.1.3 外部委託の内容検討

知事室長における平成26年度の契約金額1件につき1,000万円以上の業務委託案件(施設管理・工事・保守点検・ITシステム・設計・警備・清掃・調理・検査・測量・競輪に関する業務委託は除く)は以下の11案件であり個別に内容を検討する。

(1)ラジオ広報番組「きょうとほっと情報」の制作及び放送委託事業

①委託内容

ラジオ広報番組「きょうとほっと情報」の制作及び放送委託業務

②委託の経過及び理由

平成16年度から、府内全域をカバーするAMラジオは株式会社京都放送だけであることを理由として、委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

京都府や京都府政の最新情報を広く京都府民に親しみやすく届けることができている。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.1.3の1】 ラジオ広報番組「きょうとほっと情報」の制作及び放送委託事業の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)
委託先	(株)京都放送	(株)京都放送	(株)京都放送
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	13,801	13,801	14,195
契約金額	13,801	13,801	14,195

平成16年度から同一の委託先と継続して単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

府内全域をカバーする放送エリアを持ち、府内向けの情報提供に重点を置くAMラジオ局は、府内では株式会社京都放送だけであること。また、制作業務については、生放送でタイムリーな情報を提供する番組であり、放送業務と一体として行われる必要があるため、単独随意契約による委託を実施。

⑥外部監査の結果

ラジオ広報番組は、府内のイベントや府政の動きをわかりやすく府民に伝える番組であり、毎週月曜日～金曜日1日2回(7時49分頃・15時49分頃)、毎週土曜日1日1回(11時18分頃)毎週日曜日1日1回(10時10分頃)に生放送されている。この点、京都府の広報番組としての意義は理解できる。

一方、京都府が行った「広報モニター平成26年度第2回調査結果(4月実施分)」によるアンケート結果は【表3.1.3の2】のとおりである。

【表3.1.3の2】 広報モニター 平成26年度第2回調査結果(きょうとほっと情報)

回答	人数	割合
1.興味深い	33	7%
2.どちらかといえば興味深い	60	13%
3.興味深い内容がない	11	3%
4.知らない	343	77%
合計	447	100%

「知らない」が最も多く全体の77%。また「興味深い」、「どちらかといえば興味深い」としたのは全体の20%であり、「興味深い内容がない」、「知らない」との回答が80%を占めている。

また、【表3.1.3の1】のとおり本契約における予定価格は、予算策定時に委託先である株式会社京都放送から徴取した参考見積書の価格がそのまま予定価格として使用されていた。

(2)ラジオ広報番組「Kyoto Prefecture Public Line」の制作及び放送委託業務

①委託内容

ラジオ広報番組「Kyoto Prefecture Public Line」の制作及び放送委託業務

②委託の経過及び理由

平成3年度から、府内全域をカバーするFMラジオは株式会社エフエム京都だけであることを理由として、委託を実施

③委託の効果（経費面を除く）

京都府や京都府政の最新情報を広く京都府民に向け、音楽に乗せて親しみやすく届けることができている。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.1.3の3】 ラジオ広報番組「Kyoto Prefecture Public Line」の制作及び放送委託業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)
委託先	(株)エフエム京都	(株)エフエム京都	(株)エフエム京都
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	17,010	17,010	17,496
契約金額	17,010	17,010	17,496

平成3年度から同一の委託先と継続して単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

府内全域をカバーする放送エリアを持ち、府内向けの情報提供に重点を置く FM ラジオ局は、府内では株式会社エフエム京都だけであること。また、制作業務については、生放送でタイムリーな情報を提供する番組であり、放送業務と一体として行われる必要があるため、単独随意契約による委託を実施。

⑥外部監査の結果

「Kyoto Prefecture Public Line」は、府の行事や催しのお知らせのほか、府政の動きをわかりやすく府民に紹介するラジオ番組であり、毎週月曜日から金曜日の 13 時 10 分から 13 時 12 分頃まで放送されている。この点、府の広報番組としての意義は理解できる。

一方、京都府が行った「広報モニター平成 26 年度第 2 回調査結果（4 月実施分）」によるアンケート結果は【表 3.1.3 の 4】のとおりである。

【表 3.1.3 の 4】 広報モニター 平成 26 年度第 2 回調査結果 (Kyoto Prefecture Public Line)

回答	人数	割合
1.興味深い	17	4%
2.どちらかといえば興味深い	50	11%
3.興味深い内容がない	12	3%
4.知らない	368	82%
合計	447	100%

「知らない」が最も多く全体の 82%。また「興味深い」、「どちらかといえば興味深い」としたのは全体の 15%であり、「興味深い内容がない」、「知らない」との回答が 85%を占めている。

また、【表 3.1.3 の 3】のとおり本契約における予定価格は、予算策定時に委託先である株式会社エフエム京都から徴取した参考見積書の価格がそのまま予定価格として使用されていた。

(3)テレビ広報 CM「人権啓発スポット」の制作及び放映業務

①委託内容

テレビ広報 CM「人権啓発スポット」の制作及び放映業務

②委託の経過及び理由

昭和 58 年度から、府内全域をカバーする放送エリアを持ち、府内向けの情報提供に重点を置くテレビ局は、府内では株式会社京都放送だけであることを理由として、委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

京都府民に人権の大切さを映像と音声で分かり易く伝えることが出来ている。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.1.3の5】 テレビ広報 CM「人権啓発スポット」の制作及び放映業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)
委託先	(株)京都放送	(株)京都放送	(株)京都放送
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	15,287	15,287	15,724
契約金額	15,287	15,287	15,724

昭和 58 年度から同一の委託先と継続して単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

府内全域をカバーする放送エリアを持ち、府内向けの情報提供に重点を置くテレビ局は、府内では株式会社京都放送だけである。また、制作と放送業務を一体的に委託することで、タイムリーな情報提供と緊急時の放送対応にも適しているため、単独随意契約による委託を実施。

⑥外部監査の結果

人権啓発のスポット放送。平成 26 年度は 5、9、12、3 月の毎日 1 回 30 秒及び 8 月に毎日 2 回 30 秒の CM を放送した。

京都府が平成 27 年 3 月に府民 20 歳から 69 歳を対象に無作為で行った「京都府政の情報入手に関して視聴時間が最も長い放送局」のアンケート調査は【表 3.1.3 の 6】のとおりである。

【表3.1.3の6】 京都府政の情報入手に関して視聴時間が最も長い放送局

KBS京都	52.2%
NHK	24.2%
関西テレビ	11.5%
読売テレビ	4.5%
毎日放送	3.8%
朝日放送	3.2%
その他	0.6%
合計	100.0%

情報入手方法として、KBS 京都が最も高いことから、KBS 京都での放送が効果的とし

て外部委託が行われている。

また、【表 3.1.3 の 5】のとおり本契約における予定価格は、予算策定時に委託先である株式会社京都放送から徴取した参考見積書の価格がそのまま予定価格として使用されていた。

(4) 「みんなの京都ふらりー」の制作並びに放映に関する業務

①委託内容

「みんなの京都ふらりー」の制作並びに放映に関する業務

②委託の経過及び理由

平成 23 年度から、府内全域をカバーする放送エリアを持ち、府内向けの情報提供に重点を置くテレビ局は、府内では株式会社京都放送だけであることを理由として、委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

各界で活躍している 8 人のリポーター「ふらりーさん」が府内各地を訪れ、それぞれの得意分野を生かしながら、府民目線で府内のイベントや施設・施策を映像と音声で紹介することで、京都府各地の活性化と一体化を目指している。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.1.3の7】 「みんなの京都ふらりー」の制作並びに放映に関する業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度上期	平成26年度下期
契約方法	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)
委託先	㈱京都放送	㈱京都放送	㈱京都放送	㈱京都放送	㈱京都放送
契約期間	平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成26年9月30日	平成26年10月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	71,039	71,543	63,479	32,646	28,344
契約額	71,039	71,543	63,479	32,646	28,344
放映回数	48回 1回あたり30分間	48回 1回あたり30分間	【4～9月】24回 1回あたり30分間 【10～3月】48回 (うち、再放送24回) 1回あたり5分間	96回 (うち、再放送48回) 1回あたり5分間	48回 1回あたり5分間
延べ時間(分)	1440	1440	960	480	240
1分当たり契約単価	49	50	66	68	118

平成 23 年度から同一の委託先と継続して単独随意契約を締結している。平成 26 年度下期は再放送をなくしたため、契約額は低減したが 1 分当たり契約単価は上昇した。

⑤単独随意契約とした理由

府内全域をカバーする放送エリアを持ち、府内向けの情報提供に重点を置くテレビ局

は、府内では株式会社京都放送だけである。

また、制作と放送業務を一体的に委託することで、よりタイムリーな情報提供と緊急時における放送にも対応しやすい利点が生じる。番組制作にあたり、府政に関する映像素材を数多く持ち、それらを著作権上の支障なく活用できるため単独随意契約による委託を実施。

⑥外部監査の結果

「みんなの京都ふらりー」は、府内のイベントや施設・施策などを紹介していく府の広報番組としての意義は理解できる。

一方、京都府が行った「みんなの京都ふらりー」について「広報モニター平成26年度第2回調査結果(4月実施分)」によるアンケート結果は【表3.1.3の8】のとおりである。

【表3.1.3の8】 広報モニター 平成26年度第2回調査結果(みんなの京都ふらりー)

回答	人数	割合
1.おもしろい(興味深い)	25	6%
2.どちらかといえばおもしろい	45	10%
3.どちらかといえばおもしろくない	19	4%
4.おもしろくない	5	1%
5.聞いたことがあるが見たことがない	98	22%
6.知らない	255	57%
合計	447	100%

「知らない」が最も多く全体の半数を超える。また「おもしろい」、「どちらかといえばおもしろい」としたのは全体の16%であり、「おもしろくない」、「見たことがない」、「知らない」との回答が74%を占めている。

また、【表3.1.3の7】のとおり本契約における予定価格は、予算策定時に委託先である株式会社京都放送から徴取した参考見積書の価格がそのまま予定価格として使用されていた。

(5)行財政情報サービス「iJAMP」情報利用契約

①委託内容

株式会社時事通信社の行財政モニター(iJAMP)及び官庁速報双方の情報を、インターネットを通じて行政事務支援システム端末で全職員に提供する。

②委託の経過及び理由

平成16年度から、各省庁や地方公共団体の行政・人事情報について最新情報をインターネットによりの確かつ迅速に配信するとともに、過去の情報のデータ検索ができる「iJAMP」を提供できる唯一の事業者であることから、委託を実施。

③委託の効果(経費面を除く)

全国の最新の行財政情報を全職員が入手し、過去の情報も瞬時に検索することができるため、職務水準の向上に資することができる。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.1.3の9】 行財政情報サービス「iJAMP」情報利用契約の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
入札・プロポーザル参加者数			
委託先	(株)時事通信社	(株)時事通信社	(株)時事通信社
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	34,965	32,004	32,918
契約金額	34,965	32,004	32,918

⑤単独随意契約とした理由

株式会社時事通信社は、各省庁や地方公共団体の行政・人事情報について最新情報をインターネットによりの確かつ迅速に配信するとともに、過去の情報のデータ検索ができる「iJAMP」を提供できる唯一の事業者であるため。

⑥外部監査の結果

【表 3.1.3 の 9】 のとおり本契約における予定価格は、予算策定時に委託先である株式会社時事通信社から徴取した参考見積書の価格がそのまま予定価格として使用されていた。

(6)京都府広報紙「きょうと府民だより」制作業務

①委託内容

京都府広報紙「きょうと府民だより」制作業務

②委託の経過及び理由

平成8年度から、制作をプロポーザル方式で委託を実施

③委託の効果（経費面を除く）

京都府政の最新情報を書面で詳しく、かつ分かり易いデザインで府民に伝えることができる。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.1.3の10】 京都府広報紙「きょうと府民だより」制作業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成22年度	平成25年度
契約方法	随意契約 (プロポーザル方式)	随意契約 (プロポーザル方式)
プロポーザル 参加者数	4	4
委託先	(株)高速オフセット	佐川印刷(株)
契約期間	平成22年8月2日 ～ 平成25年8月31日	平成25年7月3日 ～ 平成28年8月31日
	3年間	3年間
予定価格	142,490	132,289
契約金額	134,198	115,879

平成8年度から、事業者選定をプロポーザル方式により実施され、その結果選定された事業者と随意契約を締結している。契約期間は継続性の観点から3年間となっている。

⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

制作能力を重視する必要がある、受注希望者から提出された企画提案書を評価して相手方を決定するプロポーザル方式により、契約の相手方とするため。

⑥外部監査の結果

京都府の基幹広報紙である「きょうと府民だより」は、毎月1日に発行される。発行部数は約121万部、1年のうち16ページでの紙面が7回、20ページでの紙面が5回となっている。

平成26年度は4事業者が参加したプロポーザル方式によるプレゼンテーションが実施されたが、その日程は【表3.1.3の11】のとおりである。

【表3.1.3の11】 プロポーザル方式による審査・契約の日程

項目	日程
公告日	平成25年4月22日
説明会	平成25年4月30日
質問期限	平成25年5月7日
企画提案書提出期限	平成25年5月20日
第1次審査・結果通知	平成25年5月21日 ～ 平成25年5月24日
プレゼンテーション実施日	平成25年5月27日 ～ 平成25年5月31日
契約期間	平成25年10月号【第390号】 ～ 平成28年9月号【第425号】

【表 3.1.3 の 11】 のように公告日から約 2 週間後に企画提案書作成に関する質問期限が設定され、その後さらに 2 週間後に企画提案書等の提出期限が設定されている。さらに、1 次審査を経てプロポーザル方式によるプレゼンテーションは公告日から約 5 週間後に実施日が設定されており、全体的には参加者がエントリーしやすい日程となっている。

次に、4 事業者が参加して実施された審査結果は【表 3.1.3 の 12】 のとおりである。

【表3.1.3の12】 評価点と審査結果

		A社	B社	C社	D社
1次審査	評価点数平均	80	76.7	70	66.7
2次審査	評価点数平均	342	305	288	345
審査結果			採択		

1 次審査は、3 名の評価委員が制作スキル、創造性、信頼性、経済性の 4 つの視点からそれぞれ 25 点、合計 100 点満点で評価し、3 名の評価委員の点数の平均値が 60 点以上の応募者が 2 次審査に進む。

2 次審査では、事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答ののち所定の審査基準により 6 名の委員が評価を行った後、委員から個別に意見を聴取したうえで、京都府において事業者が特定される。なお、2 次審査の評価項目は、企画力（10 点）、表現力（10 点）、デザイン力（10 点）、全体構成（10 点）、創造性（20 点）、業務遂行体制（10 点）、経済性（10 点）、総合評価（20 点）の合計 100 点となっている。そして、【表 3.1.3 の 12】 のとおり 2 次審査の評点は A 事業者、C 事業者が採択された B 事業者より上であったが、各委員の総合評価点数と個別意見が異なったことから、事業者選定のポイントを提案企

画の実現性、事業者からの企画提案力、今までと違う新しい「府民だより」の可能性という3点から絞り込み結果としてB事業者が採択された。

この点、プロポーザル方式は評価点数のみにより選定するものではないものの1次審査、2次審査ともに採択されたB事業者は最高得点ではないという点は若干の違和感がある。最終的に事業者選定のポイントを提案企画の実現性、事業者からの企画提案力、今までと違う新しい「府民だより」の可能性という3点にするのであれば、当初から重点審査項目とするなどの対応が望まれる。

(7)全世帯配布広報紙各戸配布業務

①委託内容

京都府広報紙「きょうと府民だより」を京都府内の各戸にポスティング

②委託の経過及び理由

京都市内において、平成18年10月号から各戸配布を理由として委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

京都府政の最新情報を書面で府民に毎月届けることができている。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.1.3の13】 全世帯配布広報紙各戸配布業務の契約経緯（京都市域）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札→随意契約	一般競争入札
入札参加者数	2	1	1	1
委託先	(有)日本情報サービス	(有)日本情報サービス	(有)日本情報サービス	(有)日本情報サービス
契約期間	平成22年7月20日 ～ 平成25年9月30日	平成25年7月17日 ～ 平成26年9月30日	平成26年5月12日 ～ 平成27年9月30日	平成27年5月15日 ～ 平成28年9月30日
	約3年2ヵ月	約1年2ヵ月	約1年4ヵ月	約1年4ヵ月
予定価格	255,830	73,080	67,651	68,497
契約額	148,327	65,772	67,651	67,651

京都市域におけるポスティングは一般競争入札としているが、平成25年度以降1事業者のみの参加となっている。平成26年度においては、一般競争入札に付した結果、落札者がなかったため、予定価格の範囲内で随意契約を行っている。

また京都市域以外は、【表3.1.3の14】のとおり新聞折込からポスティングに順次移行しているところで、入札等により事業者が決定しない地域または、該当事業者がない場合は新聞折込による配布を実施している。

【表3.1.3の14】 京都市域以外の配布状況（平成27年度）

(単位：千円)

市町村	配布方法	調達方法	入札者数	契約先	契約期間	予定価格	契約額
福知山市	ポスティング	一般競争入札	1	(公社) 福知山市シルバー人材センター	H27/5/15 ～H28/9/30	7,698	7,563
綾部市			1	(公社) 綾部市シルバー人材センター		2,837	2,820
宇治市			1	(株) ダイコク		7,921	7,921
亀岡市			1	(公社) 亀岡市シルバー人材センター		6,908	6,818
城陽市			3	(公社) 城陽市シルバー人材センター		3,674	3,629
向日市			1	(有)フィード・インフォメーション		2,205	2,177
長岡京市			1	(有)フィード・インフォメーション		3,544	3,500
八幡市			1	(公社) 八幡市シルバー人材センター		3,032	2,994
大山崎町			1	(有)フィード・インフォメーション		840	829
久御山町			1	(公社) 久御山町シルバー人材センター		1,182	1,166
精華町			1	(公社) 精華町シルバー人材センター		1,635	1,614
舞鶴市			1	(公社) 舞鶴市シルバー人材センター		7,821	7,718
京田辺市			1	(株) ダイコク		3,854	3,854
木津川市			1	(公社) 木津川市シルバー人材センター		4,690	4,628
宮津市			新聞折込	ポスティング 一般競争入札 →新聞折込		4	(株) 京都新聞折込サービスセンター
京丹後市							
南丹市							
京丹波町							
与謝野町							
井手町							
宇治田原町							
笠置町							
和束町							
南山城村							
伊根町							

また、平成24年度以降の配布状況は【表3.1.3の15】のとおり、新聞折込による配布の数が減少し、ポスティングによる配布の市町村が増加傾向にある。

【表3.1.3の15】 全世帯配布広報紙各戸配布業務の契約経緯（京都市域以外）

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
契約期間	平成22年7月20日 ～ 平成25年9月30日	平成25年7月17日 ～ 平成26年9月30日	平成26年5月12日 ～ 平成27年9月30日	平成27年5月15日 ～ 平成28年9月30日	
	約3年2ヵ月	約1年2ヵ月	約1年4ヵ月	約1年4ヵ月	
	市町村の数	5市3町	8市3町	10市3町	11市3町
ポスティングにより対応	契約合計金額	55,354	47,521	48,180	57,285
新聞折込により対応	市町村の数	9市7町1村	6市7町1村	4市7町1村	3市7町1村
	契約合計金額	58,326	41,063	33,022	18,524

⑤ 随意契約とした理由

【表3.1.3の13】のとおり平成26年度においては、一般競争入札に付した結果、落札者がなかったため、予定価格の範囲内で随意契約を行っている。

⑥ 外部監査の結果

京都府は新聞購読者が減少している中、京都府の基幹広報紙「きょうと府民だより」をすべての府民に確実に届けるために、できるだけポスティングによる配布を実施している。ただし、入札等により事業者が決定しない地域または、該当事業者がない場合は新聞折込による配布を実施している。なお、京都市においては、平成26年度は一般競争入札に付した結果落札者がなかったため、随意契約となっている。

なお、京都市は、京都市の広報紙「京都市民しんぶん」を発行しており、市政協力員のルート等での配布を行っているとの説明を受けている。また、その他府の市町においてもそれぞれの市町の広報紙の発行と配布ルートを有している。部局担当者に府市連携による共同配布について質問したところ、配布時期、配布部数、経費の観点から共同配布が困難であるとの回答を得た。

また、京都市内を対象とした各戸配布は平成18年から一般競争入札で事業者選定を実施しているものの、入札参加者はここ数年1事業者のみとなっている。

一般競争入札により、公正性を確保し経済的な委託料にするという趣旨に鑑みると、京都府は入札参加者が複数となるように努めることが望まれる。

なお現在、きょうと府民だよりはホームページへ掲載したうえでSNSにおいても発信している。部局担当者に、紙媒体を廃止しインターネットに特化することについて質問したところ、特に高齢者に多いインターネット環境を持たない方には届かないことになってしまうことから、その方針はない旨の回答を得た。しかし、IT技術の発展やネットの普及により、それらを有効に活用することは京都府の施策の府民への浸透、特に若年層、青年層へのアプローチには有効な手段となりうると考える。

(8)京都新聞朝刊紙面による府政広報広告の掲載

①委託内容

京都新聞朝刊紙面による府政広報広告の掲載

②委託の経過及び理由

遅くとも昭和60年度から、京都新聞は、府内において他の日刊紙と比較して最大の購読率を占めており、府政の重要施策やお知らせなどを広くかつ迅速に掲載するのに適していることを理由として委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

京都新聞は、府内において他の日刊紙と比較して最大の購読率を占めているため、府政の重要施策やお知らせを広くかつ迅速に府民に伝えることができている。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.1.3の16】 京都新聞朝刊紙面による府政広報広告の掲載の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)
委託先	(株)京都新聞社	(株)京都新聞社	(株)京都新聞ホールディングス
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	16,512	16,512	19,980
契約金額	16,512	16,512	19,980

遅くとも昭和 60 年度から同一の委託先と継続して単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

京都新聞は、府内において他の日刊紙と比較して最大の購読率を占めており、府政の重要施策やお知らせなどを広くかつ迅速に掲載するのに適している。また、同事業者は、京都新聞の紙面編集権を持つため、指定の期日に紙面を確保し、随時掲載できる体制がとれるため。

⑥外部監査の結果

【表 3.1.3 の 16】 のとおり本契約における予定価格は、予算策定時に委託先である株式会社京都新聞ホールディングスから徴取した参考見積書の価格がそのまま予定価格として使用されていた。

(9)京都府マーケティング業務

①委託内容

京都府のイメージアップや認知度向上を図るため、府政に関連する様々な広報業務を総合的に調整・プロデュースする京都府政マーケティング業務

②委託の経過及び理由

平成 25 年度から、本府のイメージアップや認知度向上を図るため、委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

メディア掲載の件数増加によるイメージアップや認知度向上。

④契約方法及び委託先の状況

【表 3.1.3 の 17】 京都府マーケティング業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法		随意契約 (プロポーザル方式)	随意契約 (プロポーザル方式)
プロポーザル参加者数		1	1
委託先		㈱CAP	京都府政マーケティング CAP・スターナビゲーション アソシエイツ共同企業体
契約期間		平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格		12,000	11,000
契約金額		11,970	11,000

平成 25 年度からプロポーザル方式により実施されているが、1 事業者のみの応募であった。

⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

本業務は、京都府のイメージアップや認知度向上を図るため、府政に関連する様々な広報業務を総合的に調整・プロデュースする京都府政マーケティング業務を実施するものである。よって、効果を最大限に発揮できる専門的知識や豊富な実践経験を有する人材が必要であるため。

⑥外部監査の結果

本事業はプロポーザル方式で事業者選定を実施しているものの、参加者は1事業者のみとなっている。

審査自体は実施され、その審査結果は【表 3.1.3 の 18】のとおりであり、評価項目・評価の観点については妥当な記載内容と考えられ、特段指摘すべき事項はない。

【表3.1.3の18】 プロポーザル方式によるプレゼンテーションの評価点

分野	評価項目	着眼点のポイント	最高得点	①	②	③	④	⑤
企画内容	的確性	本事業を理解した提案になっているか、企画提案書から確認する	10	8	10	8	8	8
	独創性	独創的な提案が盛り込まれているか、企画提案書から確認する	10	8	6	8	6	8
	実現性	実現可能な提案内容になっているか。企画提案書と実績調書などで確認する	20	16	12	16	16	20
	費用対効果	経費に対して、高い効果が見込まれる提案になっているか。企画提案書と経費見積書から確認する	10	8	6	10	6	8
経費	見積額	経費見積書にて、業務範囲の妥当性から確認する	10	6	6	8	6	6
業務遂行能力	本業務遂行スタッフ体制	業務遂行上に必要な知識と実績を有する職員が配置されているか。職員の役割分担及び責任体制は明確かなど、企画提案書と実績調書にて確認する	20	16	12	16	16	16
総合評価	提案全体のバランスや内容	業務に対する理解、評価項目以外に特に優れた内容など	20	16	16	16	16	16
		合計	100	78	68	82	74	82

(10)京都府政情報 PR 強化業務

①委託内容

京都府のイメージアップや認知度向上を図るため、専門的な知識や豊富な実践経験により、メディア（主に首都圏・関西圏）を対象に情報を提供し、新聞や雑誌、テレビ番組などに取り上げられるように積極的に働きかけるための広報活動サポート業務

②委託の経過及び理由

平成 25 年度から、京都府のイメージアップや認知度向上をはかるため、委託を実施

③委託の効果（経費面を除く）

メディア掲載の件数増加によるイメージアップや認知度向上

④契約方法及び委託先の状況

【表3.1.3の19】 京都府政情報 PR 強化業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法		随意契約 (プロポーザル方式)	随意契約 (プロポーザル方式)
入札・プロポーザル 参加者数		3	2
委託先		(株)オズマピーアール	(株)オズマピーアール
契約期間		平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格		15,000	12,000
契約金額		14,944	12,000

平成 25 年度から、事業者選定をプロポーザル方式により実施され、その結果選定された事業者と随意契約を締結している。平成 25 年度、平成 26 年度ともに複数の応募があったが、結果として同一の事業者が選定されている。

⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

本業務は、京都府のイメージアップや認知度向上を図るため、専門的な知識や豊富な実践経験により、メディア（主に首都圏・関西圏）を対象に情報を提供し、新聞や雑誌、テレビ番組などに取り上げられるように積極的に働きかけるための広報活動サポート業務を実施するため。

⑥外部監査の結果

本事業はプロポーザル方式で事業者選定を実施しており、平成 26 年度の参加者は 2 事業者となっている。審査結果は【表 3.1.3 の 20】のとおりであり、評価項目・評価の観点については妥当な記載内容と考えられ、特段指摘すべき事項はない。しかし評価配点については A 事業者では 280 点から 400 点までバラツキがあり、B 事業者においては 200 点から 300 点までバラツキがある。また、評価項目によっては倍以上の差が生じている。確かに点数の付け方には主観的な要素が入り込む余地があり、委員によって採点にバラツキが生じるのは致し方ない部分もある。しかしながら、これほどの開きがあることについては違和感が残る。

【表3.1.3の20】 プロポーザル方式によるプレゼンテーションの評価点

分野	評価項目	着眼点のポイント	最高 得点	A社					B社				
				①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
メディアリ レーション	メディアリレーションが強力か	企画提案書、営業経歴書及びメディアリ レーション調書にて、関係性や実績から特 に強いメディアとの関係性やネットワー クなどを確認する	50	30	50	40	40	30	30	30	30	20	20
	取材誘致をする豊富なネット ワークがあるか		50	30	50	40	40	30	30	20	30	20	20
広報企画力	提案の具体性・妥当性	企画提案書及びメディアリレーション調書 にて確認する	100	60	80	80	80	60	40	60	40	40	60
	企画提案が魅力的か		100	40	60	80	80	80	40	60	60	40	60
業務遂行能力	本業務遂行スタッフ体制	業務遂行上に必要な知識と実績を有する職 員が配置されているか。職員の役割分担及 び責任体制は明確かなど、企画提案書と実 績調書にて確認する	50	30	40	40	40	30	30	30	30	20	30
経済性	見積額	経費見積書にて、業務範囲の妥当性から確 認する	50	30	40	30	30	30	20	40	20	20	20
総合評価	提案全体のバランスや内容	業務に対する理解、評価項目以外に特に優 れた内容など	100	60	80	80	80	60	60	60	60	40	40
		合計	500	280	400	390	390	320	250	300	270	200	250

(11)京都府旅券事務所申請受付・作成・交付・相談等業務

①委託内容

京都府旅券事務所において、旅券申請受付業務、旅券作成業務、作成旅券検査業務、旅券交付業務、相談業務を外部委託している。

②委託の経過及び理由

平成20年から、旅券関係業務のより効果的な執行体制をとるため、委託を実施。

③委託の効果（経費面を除く）

業務運営の円滑化と府民サービスの向上。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.1.3の21】 京都府旅券事務所申請受付・作成・交付・相談等業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成20年度	平成23年度	平成26年度
契約方法	一般競争入札→随意	随意 (プロポーザル方式)	一般競争入札→随意
プロポーザル/入札参 加者数	2	2	2
委託先	(株)日本ティキュー シーセンター	(株)日本ティキュー シーセンター	(株)アイビジット
契約期間	平成20年6月1日 ～ 平成23年5月31日	平成23年6月1日 ～ 平成26年5月31日	平成26年6月1日 ～ 平成29年5月31日
	3年	3年	3年
予定価格	147,684	160,606	159,056
契約額	147,525	159,970	159,056
1年あたり契約単価	49,175	53,323	53,019

⑤単独随意契約とした理由

平成 26 年度から始まる 3 年間については、第 1 回目の入札で予定価格を下回る入札参加者がなく、その後再度の入札に対して落札者がなかったため、再入札参加者のうち最低入札価格者と予定価格の範囲内で随意契約により契約を締結した。

⑥外部監査の結果

京都府は京都府旅券事務所及び各広域振興局の旅券窓口において旅券発行事務を行っている。京都府は平成 20 年から、業務運営の円滑化と府民サービスの向上を目的として京都府旅券事務所において申請受付・作成・交付・相談業務の全旅券業務を一般競争入札により外部委託を行っている。

一般競争入札は、予定価格の範囲内で最も有利な条件で入札した者を契約の相手方とする方法であるが、必要があるときは入札に参加するものに必要な資格を定めることができる。京都府旅券事務所申請受付・作成・交付・相談業務は、過去 6 年以内に旅券を扱う委託業務の実績がある等、一定の入札参加資格を定めており、かつ業務仕様書も詳細に定められている。なお、契約期間は 3 年間となっている。

平成 26 年の一般競争入札説明会には、3 事業者の参加があり、他に説明会には参加しなかったが、1 事業者に対し資料配布を行った。しかし、そのうち 2 事業者は過去 6 年間で同種業務の実績という要件を満たさず、入札参加資格申請書の提出には至っていない。また、今回の監査において、同一委託先が複数の部局において契約している事例が散見された。本事業における外部委託先である株式会社アイヴィジットは、警察の「自動車保管場所証明現地調査委託事業」の平成 24 年度の委託先であった。

入札時の添付資料として財務諸表の提出は要請されているものの、入札参加資格には、財政状態や経営成績についての要件は設定されていなかった。京都府においても、過去、契約期間中に経営悪化によって業務の履行が困難になった事例があるとの報告を受けている。

今回の監査で京都府旅券事務所における現地視察を行ったが、個人の機密情報を取扱うにもかかわらず、監視カメラが設置されていなかった。旅券事務所の担当者によると、申請者が監視カメラの設置について抵抗を感じるため設置していないとの報告を受けている。

当該外部委託において予定価格の設定は時間×単価として算定している。時間は、通常月、繁忙月、閑散月について必要時間を算出し総時間を計算している。一方単価は、2 事業者から参考見積書価格を徴取し責任者、責任者以外に分けその低い価格により単価を設定している。第 1 回目の入札で予定価格を下回る入札参加者がなく、その後再度の入札に対して落札者がなかったため、再入札参加者のうち最低入札価格者から見積書を

徴し、予定価格の範囲内で随意契約として契約を行った。年間業務量は、部局では 32,831 時間に対し、参考見積書を徴取した A 事業者は 39,842 時間、B 事業者は 30,618 時間であった。

3.1.4 結論

(1)指摘事項

①プロポーザル方式における審査手続について

「きょうと府民だより」制作業務委託について、プロポーザル方式への参加が 4 事業者あった。審査は 1 次審査、2 次審査の 2 段階で行われ、それぞれ評価項目に従って審査委員により評価点がつけられる。

そして、2 次審査の評価委員から個別に意見を聴取したうえで 1 次審査、2 次審査ともに最高得点でない事業者が採択された。すなわち、最終的に評価点の点数の多寡ではなく、評価委員から個別に意見を聴取したうえでの協議により、(i)提案企画の実現性、(ii)事業者からの企画提案力、(iii)今までと違う新しい「府民だより」の可能性、という 3 点をポイントとして選定された。

仮にその 3 点を重視するのであれば、当初から重点審査項目として評価の項目に位置付ける、2 次審査の審査項目を 3 点に絞るなどにより論点に沿った審査手続をとると共に点数以外の選考過程も分かるように詳細に記録し保管すべきである。

②長期継続契約の委託先の経営状態の把握について

「京都府旅券事務所申請受付・作成・交付・相談等業務」は入札時の添付資料として財務諸表の提出は要請されているものの、入札参加資格には、財政状態や経営成績についての要件は設定されていない。

京都府においても、過去、契約期間中に経営悪化によって業務の履行が困難になった事例があるとの報告を受けている。

旅券事務所申請業務という府民生活に直結する業務であり、かつ複数年にわたる契約であるということに鑑みると財務状態や経営成績を把握し、契約期間中に業務の履行が困難になることがないであろうという心証を得る手続を導入すべきである。

ただし、全庁共通の事項であるため、部局での対応は困難であると考ええる。

③部局間の情報の共有化について

知事室長グループ所管の「京都府旅券事務所申請受付・作成・交付・相談等業務」を実施する外部委託事業者は、警察本部所管の「自動車保管場所証明業務」も実施していた。しかし、これらの業務委託前には部局間で委託先の情報が共有されておらず、警察本部で問題点が指摘されていたことを知事室長グループでは全く把握せずに委託先を選定していた。

否定的な情報をいつまでも引き摺り再挑戦の機会を奪うことは避けなければならない、取扱に留意が必要であるが、例えば入札指名停止をはじめとした重大な情報は随意契約

の場合においても京都府全体で共有を図る仕組みを構築すべきである。

委託に関する情報を一元的に把握することができれば、より適切な判断が可能であり、京都府全体にとってもメリットがあるのではないかと考える。

ただし、全庁共通の事項であるため、部局での対応は困難であると考ええる。

(2)意見

①広報紙配布の府市連携の可能性について

京都府は新聞購読者が減少している中、京都府の基幹広報紙「きょうと府民だより」をすべての府民に確実に届けるために、新聞折込からポスティングへ順次移行している。ただし、入札等により事業者が決定しない地域または、該当事業者がない場合は新聞折込による配布を実施している。

一方、京都市は、京都市の広報紙「京都市民しんぶん」を発行しており、市政協力員のルート等での配布を行っている。また、府内のその他市町においてもそれぞれの市町の広報紙の発行と配布ルートを有している。

京都府においては既に府市連携による広報紙配布の連携の可能性について検討を始めているとのことだが、それぞれの広報紙の配布ルートを共通利用、共同での取組を行うことで、より効率的かつ効果的な府広報紙の配布が実現するよう、より具体的に検討されたい。

②テレビ、ラジオ広報番組の府民への周知について

ラジオ広報番組「きょうとほっと情報」及び「Kyoto Prefecture Public Line」、テレビ広報番組「みんなの京都ふらりー」は、それぞれ府の広報番組として AM ラジオ、FM ラジオ、地上波テレビを通じて放送されており、府の情報を広く府民に伝えるという意義は理解できる。しかしながら、府の広報モニターのアンケートによるとそれらが放送されていることについてほとんど知られていないという結果となっておりその周知について不十分な状態となっている。番組の周知について部局の創意工夫により改善策を講じ、また、アンケート等により時系列的に改善状況を検証し、状況に改善が見受けられなければ、代替的手段の活用、放送内容の見直しを含めて検討されたい。

③「きょうと府民だより」の配布業務における IT、ネット技術の有効活用について

「きょうと府民だより」は京都府のホームページへ掲載した上で SNS においても発信している。部局担当者に、紙媒体を廃止しインターネットに特化することについて質問したところ、特に高齢者に多いインターネット環境を持たない方には届かないことになってしまうことから、その方針はない旨の回答を得た。

しかし、IT 技術の発展やネットの普及により、それらを有効に活用することは京都府の施策の府民への浸透、特に若年層、青年層へのアプローチには有効な手段となりうると思われる。

京都府の施策の府民への浸透について IT 技術の更なる有効活用の可能性を検討され

たい。

④参考価格を予定価格として利用する場合について

ラジオ広報番組「きょうとほっと情報」及び「Kyoto Prefecture Public Line」、テレビ広報番組「みんなの京都ふらりー」、テレビ広報 CM「人権啓発スポット」、日刊新聞朝刊紙面による府政広報広告の掲載、行財政情報サービス「iJAMP」情報利用契約はそれぞれ予定価格と参考価格が同一の金額となっていた。これは、予算策定時に委託先から徴取した参考見積書の価格がそのまま予定価格として使用されているためである。

予定価格は、一般競争入札、随意契約にかかわらず、原則として全契約で定めることとなっている。予定価格は、契約金額を決定し適正な契約を行うための基準となるものであり、可能な限り適正かつ客観的な金額の設定が必要となる。

随意契約の場合、特定の相手方と任意に契約を締結することができる関係上、複数の参考見積書を徴取することは難しい側面は理解できる。担当部局に質問したところ、それぞれの随意契約の相手方から参考見積書を徴取し、一般の料金（定価）と比較して安価であることを確認した上で、参考見積書と同額で設定しているとの説明を受けた。しかし、あらかじめ委託先から徴取した参考見積書に基づく予定価格と同一の者が提出した見積価格を比較することによって価格の妥当性を判断するという仕組みは、本来の予定価格の趣旨に鑑みると違和感が残る。

参考価格をそのまま使うのではなく、可能な限り複数の事業者から見積書をとる、仮に複数の事業者から見積書を徴取することが困難な場合であっても、参考見積書をベースにたとえその一部分でも独自の視点から積算を行うなど、創意工夫により予定価格の積算のさらなる精緻化を実施されたい。

⑤一般競争入札における入札参加者数の増加の取組について

きょうと府民だよりの「全世帯配布広報紙各戸配布業務」は、京都市内を対象として平成18年から一般競争入札で事業者選定を実施しているものの入札参加者はここ数年1事業者のみとなっている。

一般競争入札により経済的な委託料にするという趣旨に鑑みると、京都府は入札参加者が複数となるように努めることが望まれる。

京都府としては、入札情報公開システム、府ホームページ、府民だより等により告知を図っているが、さらなる告知の推進が望まれる。

例えば、時間的に余裕を持ったスケジュールを設定する、入札に参加しない理由等を把握し、入札に参加しやすい条件改善を行うなど、複数の入札者の参加を推進する対策を検討されたい。

また、「京都府マーケティング業務」はプロポーザル方式であるが、参加者は1事業者のみとなっているため、同様に複数事業者の参加を推進する対策を検討されたい。

⑥京都府旅券事務所申請受付・作成・交付・相談等業務の入札参加条件について

京都府旅券事務所申請受付・作成・交付・相談等業務について平成26年度の一般競争入札説明会には、3事業者の参加があり、他に、説明会には参加しなかったが、1事業者に対し資料配付を行った。しかし、そのうち2事業者は過去6年間で同種業務の実績という要件を満たさず、入札参加資格申請書の提出には至らなかった。

確かに、旅券事務所申請業務という特殊な業務の委託である以上、一定の参加資格の設定に妥当性はある。しかし一方で、一般競争入札により、公正性を確保し経済的な委託料にするという趣旨に鑑みると参加資格に高いハードルを設定することにより、入札参加者を入口で限定してしまうことはその趣旨に反するともいえる。

過去6年間で同種業務の実績という要件は、他都道府県の状況を参考に外部委託を開始し、当初に国際課で設定したものと説明を受けているが、説明会参加者からの意見徴取や他都道府県の動向等も参考にその条件の妥当性についても検討すべきである。また、プロポーザル方式への変更により、参加者に門戸を開いたうえで業務実績を一つの評価要素とすべきである。

⑦京都府旅券事務所の監視カメラの設置について

京都府旅券事務所における現地視察を行ったが、個人の機密情報を取扱うのに、監視カメラが設置されてなかった。旅券事務所の担当者によると申請者が監視カメラの設置について抵抗を感じるため設置していないとの報告を受けている。

一方で、過去、他県において旅券事務所で業務上の不正の事例もあり、不正を防止するための一定の物理的設備の拡充は委託元の責任である。監視カメラの設置が望まれる。

⑧プロポーザル方式における採点基準の客観化について

「府政情報PR業務」においては、プロポーザル方式による随意契約を採用している。そのため、参加事業者によるプレゼンテーションが実施され、評価委員による採点が行われている。今回の外部監査においてプレゼンテーションの採点結果を確認したが、採点については「採点項目」や「採点の着眼点」について明確にされているものの、評価委員ごとに大きなバラツキが生じていた。確かに、採点に際しては評価委員の主観的要素も入り込む余地があり、多少の採点のバラツキは致し方ない面もある。しかしながら、あまりにも大きなバラツキが生じていると、採点結果についての客観性に疑問が生じる可能性がある。よって、評価を行うに当たっては採点について評価委員の認識が一致できるように説明の徹底を図るとともに、最高点や最低点についてカットを行う等の手法を導入することを検討されたい。

3.2 職員長グループ

3.2.1 職員長グループの事務概要

職員長グループの業務分掌は【表 3.2.1 の 1】のとおりである。職員長グループでは、職員の人事評価・研修や懲戒・表彰、職員・各種非正規職員の給与報酬賃金・社会保険に関わる事務や通勤手当・旅費の認定・審査、各種福利厚生などを取扱う他、共済組合や退職者への恩給・退職年金も所管している。

【表3.2.1の1】 職員長グループの業務分掌

課・室・センター別	事務分掌
給与厚生課	職員長所管事務の総合調整に関すること 職員長付職員の服務、給与等に関すること 再任用、非常勤嘱託等に関すること 職員の給与及び旅費に関すること 電子計算組織による給与事務の処理に関すること 職員の児童手当に関すること 職員団体との交渉に関すること 職員の厚生福利に関すること 地方職員共済組合に関すること 恩給、退職年金等に関すること 職員の健康管理に関すること
職員福利厚生センター	職員食堂、喫茶、スポーツフロア等の管理運営
人事課	職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること 職員の勤務時間その他勤務条件に関すること 職員の人事評価に関すること 職員の研修に関すること 職員表彰に関すること 地方公務員災害補償基金京都府支部の事務等に関すること
職員研修・研究支援センター	府職員研修の実施 市町村等職員の研修の受託 研修に係る計画及び研究に関すること
総務事務センター	職員の給与支給及び法定控除等に関すること 非常勤嘱託職員及び臨時職員の報酬及び賃金の支給及び法定控除等に関すること 再任用職員等の社会保険及び労働保険の資格取得、喪失等の手続に関すること 通勤手当、扶養手当等の認定に関すること 旅費の審査及び出納に関すること 総務事務システム及び非常勤嘱託職員・臨時職員システムの運用管理並びに給与電算システム及び統合財務システムとの連携及び調整に関すること

【表3.2.1の2】 外部委託契約額及び委託件数の推移

所属名	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)
給与厚生課・人事課・総務事務センター	48,121	22	51,247	24	42,770	22	52,129	25	45,846	19
職員研修・研究支援センター	18,287	39	16,117	33	17,892	38	16,793	37	19,031	44
合計	66,409	61	67,363	57	60,662	60	68,922	62	64,878	63

【表 3.2.1 の 2】によると、各年度によって委託件数も委託契約額に若干の変動があるが、ほぼ一定の水準にあると考えられる。給与厚生課・人事課・総務事務センターでの委託件数の約 5 割は職員住宅等の維持管理に係るものである。また、給与電算システムや総務事務システムの保守に係る委託も継続的に発生している。

【表 3.2.1 の 3】 人件費及び人員数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)
職員長グループ	6,432,319	4,717,040	4,652,096	2,680,593	5,787,827
正職	53.7	48.8	50.8	48.0	49.5
正職以外	31.0	32.3	32.6	32.3	31.7
嘱託	18.0	16.0	15.9	14.0	13.0
臨職	5.0	7.3	6.7	6.3	5.8
再任用	1.0	2.0	3.0	5.0	5.9
その他	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
1人当たり人件費	86,495	67,067	64,137	38,551	81,942

職員長グループの人件費は【表 3.2.1 の 3】のとおり非常に多額となっており、正規職員以外の職員を3分の2でウェイト付けした1人当たり人件費では平成26年度は81,942千円/人となっている。これは部局職員の人件費に加えて、知事部局全体の退職手当が職員長グループの予算に計上されているためである。なお、職員長グループの正規職員は約50名、非正規職員は30名強とほぼ一定で推移している。

平成27年度の職員数48人の担当内訳は、給与厚生課24名、人事課11名、総務事務センター5名、職員研修・研究支援センター8名である。最も多い給与厚生課には正規職員24名（職員長含む。）と正規職員以外職員15名の合計39名が所属しているが、うち主に地方職員共済組合京都府支部に係る業務に正規職員4名、非正規職員8名の計12名、一般財団法人京都府職員互助会の業務に正規職員3名、非正規職員2名の計5名と担当課長1名が従事している。

3.2.2 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

現状における職員長グループの外部委託実施状況を確認するため、平成27年度職員長グループ事務概要より外部委託について検討が可能と思われる事業を抜粋し、「現在の業務委託有無」、「業務量」、「定型/大量/反復性」、「業務委託の可能性の有無（業務委託を実施していない場合）」についてアンケートを実施したものが【表 3.2.2】である。

【表 3.2.2】 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

具体名	業務量(多・中・少)						定型/大量 /反復性	事務委託 の可能性	備考 (過去の委託化検討、今後の業務量の見直し、 臨時職員の方が適当か、等)
	書類形式 チェック	審査	電算 入力	給付	返済・ 債権管理	発送			
<職員給与>									
給与電算 システムの運用	-	-	-	-	/	-	-	委託済	制度変更の反映及び統計処理を除き委託済み
<給付事業>									
恩給・扶助料等 の給付	少	少	少	委託済	/	中	有/無/有	なし	給付関係のデータの管理は委託しており、今後受給者も 減少し業務量も減るため、現状の形態が適当と考える。
共済組合による 給付(年金)	中	中	少	なし (本部 対応)	/	中	有/無/有	なし	給付に係る事務はなく、書類の受付業務等も臨時職員で 対応しており、現状の形態が適当と考える。
共済組合による 給付(年金以外)	中	中	中	委託済	/	中	有/無/有	なし	書類の受付、確認業務を臨時職員で対応し、内容審査の 一部を業者に委託しており、現状の形態が適当と考える。
共済組合による 貸付・返済事務	中	中	少	委託済	中	少	有/無/有	なし	臨時職員で定型業務を行うとともに、債権管理書類等の作 成など委託も活用しており、現状の形態が適当と考える。
<福利厚生施設>									
職員住宅の 修繕・維持管理	/	/	/	/	/	/	有/有/有	あり	24時間の電話受付と、提携業者への指示は、現在担当職 員が個人的に携帯電話で業務を行っている状況である。
職員住宅の 家賃回収管理	中	中	中	/	中	中	有/無/有	あり	委託した場合でも、財務会計システムの入力は委託業者 ではできないため、職員が行うことになる。 業務量は通年では少なく、異動期のみ増。

3.2.3 外部委託の内容検討

職員長グループ所管における平成 26 年度の契約金額 1 件につき 1,000 万円以上の業務委託案件（施設管理・工事・保守点検・IT システム・設計・警備・清掃・調理・検査・測量・競輪に関する業務委託は除く）は該当案件がなかった。

3.2.4 外部監査の結果

人事課の業務は人事評価や任免・懲戒など基本的に外部委託に適さない。総務事務センターの給与支給や社会保険、通勤手当や旅費審査といった大量・定型・反復性のある業務は既に外部委託済みである。

給与厚生課が自ら行う給付事業には、恩給・扶助料等の給付が残っているが、恩給は 4 件、扶助料は 41 件と件数が少ない（平成 26 年度末時点）。地方職員共済組合の業務は一定規模があるが、書類受付などの定型業務は臨時職員が対応するなど一定の費用削減を行っている。

一方、福利厚生施設事業では職員福利厚生センターの運営は外部委託しているものの、総戸数 360 戸にのぼる職員住宅の修繕・維持に係る電話受付は職員が対応している。緊急の夜間・休日修繕への対応も職員が行っているが、担当職員の個人携帯電話を職員住宅入居者に伝えた上で修理事業者に指示を出しているとのことであり改善の余地がある。この緊急修繕発生件数は平成 26 年度 67 件で 1 件当たり 2 時間前後を要している。

職員住宅の家賃回収管理は、従来は法定外控除の上、所属総務担当職員が納付書で入居者ごとに発行された毎月の家賃等納入通知書により振込代行していたが、平成 23 年 6 月より職員が申し出た口座から毎月口座振替を行い、システムによる家賃管理を行う方法に変更している。家賃回収管理業務は職員入退去時の家賃計算・調定・管理が煩雑であり一定の業務量がある。これは、職員住宅の入退去が定期人事異動日の約一週間前の

内示日以降に一斉に発生するため、事務作業が一時期に集中することが要因である。

職員住宅の家賃管理事務は、京都府職員の人事異動に伴う入退去が一時に発生する年度末・年度始めに繁忙を極める。一時的な繁忙期への対応は臨時職員の雇用や課内の事務分担の一時的変更による繁忙是正が適当であることが多い。また、類似の業務を行っている他部署と、それぞれの業務の繁忙期に応援体制を組み協力することも効果的と考える。

なお、公務員の給与は地方公務員法第 25 条により全額支払原則があるが、法定の税金や社会保険・共済年金の控除が当然に認められている他、職員住宅使用料の控除は不適切ではないと解釈されている。現実に職員住宅を有する近隣府県では、給与からの法定外控除以外の方法に拠っているのは京都府だけである。しかし、職員住宅家賃の口座振替は非常に安価に実施されており、給与天引きに変更しても経費削減効果は小さい。

3.2.5 結論

(1)指摘事項

①職員住宅の緊急修繕受付業務の外部委託について

職員住宅の緊急修繕に関する電話受付は、24 時間給与厚生課の担当職員が行っているが、夜間や休日は入居者に伝えた職員個人の携帯電話で受けて内容確認した後、提携事業者へ指示を出している。これは個人的な責任感から行っているものと思われるが、京都府職員としての通常業務の範囲を超えていると考えられる。定型的な作業が大半で、京都府職員の判断が必要になるのは修繕費用が高額になる場合のみであり、一定のまとまった件数もあるため、適切な委託先に事務委託を行うべきである。

委託先としては一般府民向けの府営住宅を管理受託している京都府住宅供給公社が第一に考えられる。地方住宅供給公社の設立趣旨は、住宅の不足の著しい地域において居住環境の良好な集団住宅を供給し住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することであり、他の業務を禁止されている訳ではない。京都府住宅供給公社は現実に府営住宅の夜間・休日の緊急修繕等連絡を受託しているため、職員住宅の緊急修繕受付業務を受託しても基本的に人件費負担が増加する訳ではない。戸数按分等により一定の委託料は発生するであろうが少額と推定され、京都府職員の職務適正化と府財政負担の双方に配慮した委託先であり、積極的に外部委託を活用するべきである。

(2)意見

なし

3.3 会計管理者

3.3.1 会計管理者の事務概要

会計管理者の事務は、現金及び物品等の出納・保管、支出負担行為に関する確認、決算の調製、その他の会計事務であり、また、国からの委任を受けて、国庫金の歳入徴収官、官署支出官としての事務を処理している。主な事務の概要は以下のとおりである。

- ・会計の審査、公金の管理、決算の調製等
- ・会計検査及び会計事務の指導
- ・統合財務システムの運用管理
- ・国庫金の歳入徴収、支出に係る事務
- ・その他の事務（債権管理の支援・指導、新公会計制度の導入など）

【表3.3.1の1】 委託契約額及び委託件数の推移

所 属 名	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)
会計管理者	40,783	3	43,278	4	34,443	3	34,123	3	33,890	3
合 計	40,783	3	43,278	4	34,443	3	34,123	3	33,890	3

会計管理者の外部委託の状況は上表【表3.3.1の1】のとおりであり、事務内容から外部委託できる業務は限られているため委託件数は僅かである。委託契約額が相当額発生しているのは、後述する会計伝票精査等業務が平成23年度から毎年30,000千円程度発生しているためである。

【表3.3.1の2】 人件費及び人員数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)
会計管理者	322,875	347,625	344,891	322,885	354,675
正職	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0
正職以外	9.5	14.0	13.3	13.5	15.2
嘱託	5.7	5.0	5.0	5.0	5.9
臨職	3.8	9.0	8.3	8.5	8.3
再任用	-	-	-	-	1.0
1人当たり人件費	7,812	7,841	7,862	7,338	7,858

会計管理者の正規職員は35名で一定しており、1人当たり人件費も780万円程度と極めて安定して推移している。

3.3.2 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

前述のとおり、会計管理者の業務のうち、代表的な定型・大量・反復業務である会計伝票等（一次）審査業務は既に外部委託している。それ以外の業務、すなわち、会計の審査や決算の調製、国庫金の歳入徴収や支出に係る事務などは、京都府職員が自ら行うべき事務と考えられ外部委託に適していない。

平成27年度においては新地方公会計制度の導入に際し専門的業務として導入支援及

び関連システム改修、マイナンバー制度導入に際し関連システム改修の委託契約を行っている。

3.3.3 外部委託の内容検討

(1) 京都府会計伝票精査等業務

① 委託内容

会計伝票の精査業務及びこれに伴う京都府職員の指導等の委託

② 委託の経過及び理由

平成 19 年度から一次審査の一部を会計課において派遣職員に担当させることを開始し、平成 22 年度には会計室の設置に伴い、公所の伝票審査を会計課と会計室に集約させた。そして平成 23 年度より統合財務システムによる伝票処理が定着したことを踏まえ、会計課及び会計室における伝票の一次審査業務の一部を会計課に集約して、審査業務の効率化と審査指導体制の強化を図った。併せて派遣職員を業務委託に切り替えることによる所要経費の削減を図った。

③ 委託の効果

- ・ 派遣職員体制時の所要経費 36,282 千円を年間約 30,000 千円に削減
- ・ 会計課と会計室で行っていた一次審査の集約による審査水準の一層の均一化
- ・ 京都府職員が二次審査や支出命令機関への助言・指導に専念

④ 契約方法及び委託先の状況

契約方法は公募型プロポーザル方式による随意契約としている。委託先は平成 23 年度の委託開始以来、同一事業者が選定されている。

【表 3.3.3 の 1】 京都府会計伝票精査等業務の契約経緯

(単位:千円)

年度	前々回	前回	平成25年度
契約方法	随意契約 (プロポーザル方式)	随意契約 (プロポーザル方式)	随意契約 (プロポーザル方式)
プロポーザル 参加者数	2社	2社	2社
委託先	アデコ(株)	アデコ(株)	アデコ(株)
契約期間	平成23年4月1日 ～ 平成24年6月30日 (1年3ヶ月間)	平成24年7月1日 ～ 平成25年6月30日	平成25年7月1日 ～ 平成28年6月30日 (3年間)
予定価格	38,745	30,981	90,324
契約金額	38,336	30,108	90,324

⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

当該審査業務は、出納機関が支出の最終意思決定を行う前に、支出命令内容に誤りがないことを確認するものであり、京都府の会計規則や関連通知等を理解し、正確かつ迅速に行うことが求められるため、委託先の選定に当たっては、質の高い人材による業務遂行体制が確保できるか等、業務遂行のための組織力を総合的に判断するプロポーザル方式により選定することが適切と判断している。

⑥外部監査の結果

統合財務システムによる会計事務が浸透したことを受けて、会計伝票の一次審査業務の外部委託を開始したことは合理的であり納得できる。業務は大量・反復ではあるが、機械的な流れ作業に留まらず、差戻し件数の報告と差戻しの原因と傾向を報告し、以て起票部局の業務精緻化に役立てようとする建設的な検討がなされている。

事業者選定を公募型プロポーザル方式とした理由も適切と考えられる。現在の契約締結時の事業者公募のスケジュール一覧は以下のとおりである。平成25年度契約より契約期間を3年としている。

企画公募 HP 掲載	平成 25 年 4 月 9 日
説明会	平成 25 年 4 月 18 日
参加表明書提出	平成 25 年 5 月 7 日
企画提案書提出	平成 25 年 5 月 20 日
プレゼンテーション	平成 25 年 5 月 22 日
結果通知	平成 25 年 5 月 24 日
業務引継開始	平成 25 年 6 月 1 日
委託開始	平成 25 年 7 月 1 日

公募開始時から概ね適切な期間が取られており、特段の問題はない。多額の委託であるが、説明会には4事業者が出席したものの実際に企画提案書が提出されたのは2事業者に留まった（うち1事業者は前回契約締結先）。応募者は一定多い方が京都府としては選択の幅が広がり有益であるため、ホームページ掲載以外の方法も加えるなど、応募者をもう少し増やす公募方法を検討することは必要かもしれない。

企画提案を受けて意見聴取会議委員の意見を参考に評価を行い、評価結果は受託者340点、次点226点と大差がついている。大きな差がついている項目は同種同等業務の実績やスタッフの勤務経験実績であるが、評価内容からは全般に前回契約締結先の業務に対して良い評価がなされていることが伺える。確かに契約先を変更すれば、引継ぎ期間はあるにせよ、業務の質が下がるリスクが生じ、京都府職員の指導等の負担が増えることはあっても減ることは考えにくい。事業者変更には消極的となると考えられる。

一般にこうした間接業務の委託事業者を変更するケースは、業務内容自体を見直す場合、大きく経費削減できる見込が立った場合、もしくは前任の事業者で問題を起こした場合であろう。頻繁に見直す必要はなく、毎年の公募型プロポーザル方式は手間に見合

う効果を見出しにくい。しかし、余り長期の契約を行うと緊張感が損なわれることもあるため、3年の契約期間は適当であると考える。

3.3.4 結論

(1)指摘事項

なし

(2)意見

なし

3.4 総務部

3.4.1 総務部の事務概要

総務部の事務分掌は【表 3.4.1 の 1】のとおりである。総務部は、総務調整課、政策法務課、財政課、税務課、自治振興課、入札課、府有資産活用課の 7 つの課から構成されている。

【表 3.4.1 の 1】 総務部の事務分掌

課・室・センター別	事務分掌
総務調整課	重要事項の総合調整に関する事 自転車競技事務所に関する事 公印管理、文書收受発送、公文書保管・保存に関する事 部の人事及び組織に関する事 部に属する予算の経理に関する事 部の広報及び広報の総括に関する事 部内他課の主管に属さない事 他の部局の主管に属さない事
政策法務課	重要政策に関する法制上の指導及び調整に関する事 条例、規則、規程その他の重要文書の審査に関する事 公告式及び公文例に関する事 公報の発行及び官報報告に関する事 情報公開の総合企画及び調整に関する事 個人情報保護の総合企画及び調整に関する事 新公益法人制度の移行指導及び周知に関する事 公益認定等審議会の運営に関する事 公益法人等への指導監督に関する事
財政課	府議会に関する事 予算の編成、執行その他財政に関する事
税務課	税務行政の総合企画及び調整に関する事 府税職員の監察指導に関する事 府税の犯則取締に関する事 府税の賦課徴収に関する事 府税の課税標準の調査及び検査の指導監督に関する事 法人の府民税及び事業税の分割に関する事 府税の不服申立て及び訴訟に関する事 税務関係予算の経理に関する事 納税貯蓄組合に関する事 税理士に関する事 府税事務所等に関する事 税業務の共同化に関する事

自治振興課	市町村及び一部事務組合等の行財税政に関すること 府・市町村行財政連携の推進に関すること 市町村振興対策に関すること 市町村の地方分権の推進に関すること 市町村の地方交付税及び地方債に関すること 市町村の地方公営企業に関すること 固定資産評価審議会に関すること 選挙管理委員会に関すること 市町村行政に係る表彰等に関すること 市町村職員の厚生福利制度に関すること 行政書士に関すること 市町村の土地開発公社等に関すること
入札課	公契約大綱の運用に関すること 府の発注する工事等の入札制度の改善、入札執行に関すること 入札監視委員会の運営に関すること 総合評価競争入札委員会の運営に関すること 入札制度等検討委員会の運営に関すること 物品の買入れに関すること 物品の買入れ等についての競争入札参加資格審査に関すること 集中管理自動車の運行・管理に関すること
府有資産活用課	府有資産の有効利活用等に係る企画・総合調整に関すること 公有資産(廃道・廃川敷を除く)の総括管理に関すること 庁舎等の維持管理、電話の保守管理に関すること 庁内の警備・取り締まり等に関すること ビル管理等委託業務に係る競争入札参加資格審査に関すること

委託契約額と委託件数の推移は【表 3.4.1 の 2】のとおりであり、委託件数、委託契約額ともに平成 25 年度から増加傾向にある。特に税務課と自転車競技事務所の委託契約額の増加額が大きい。

【表 3.4.1 の 2】 委託契約額及び委託件数の推移

所属名	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)
総務調整課・政策法務課	10,637	9	17,307	8	35,373	8	7,773	6	7,911	6
財政課	168	1	168	1	168	1	168	1	173	1
税務課	284,170	19	308,439	22	230,343	16	291,556	20	354,791	18
自治振興課	73,814	7	60,247	4	60,395	4	75,853	11	68,445	10
入札課	717	1	779	1	-	-	3,738	3	1,601	1
府有資産活用課	190,504	54	175,774	53	217,532	39	226,027	44	208,927	46
自転車競技事務所	1,180,584	598	1,195,106	596	1,181,836	671	1,225,443	752	1,256,992	765
自動車税管理事務所	1,097	7	1,126	5	1,789	6	1,882	6	1,587	6
京都東府税事務所	780	1	1,770	2	-	-	-	-	-	-
京都西府税事務所	166	2	166	1	166	1	97	1	100	1
京都市南府税事務所	119	4	153	1	194	2	131	1	163	2
合計	1,742,756	703	1,761,035	694	1,727,796	748	1,832,669	845	1,900,689	856

税務課については、税制改正やマイナンバー導入に伴うシステム改修費が増加している。自転車競技事務所については、臨時場外車券売場設置に係る受託場外経費が増加している。

人件費及び人員数の推移は【表 3.4.1 の 3】のとおりであり、平成 25 年度まで人件費は減少傾向にあったが、平成 26 年度は増加に転じている。

【表 3.4.1 の 3】 人件費及び人員数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)
総務部	5,272,363	5,078,780	4,875,526	4,638,449	4,754,456
正職	518.0	501.1	482.9	472.1	465.0
正職以外	100.2	120.6	122.2	126.8	130.3
嘱託	18.0	22.0	24.0	20.6	21.5
臨職	55.2	59.6	56.5	60.5	56.8
再任用	21.0	33.0	34.0	37.7	45.0
任期付き	-	-	0.7	1.0	-
その他	6.0	6.0	7.0	7.0	7.0
1人当たり人件費	9,016	8,734	8,639	8,333	8,615

人件費の主な増加要因は、人事委員会勧告に基づく給与改定や、知事選、府議選、災害対応等による時間外勤務手当の増加、再任用職員数の増加、共済組合負担金率等の増額改定による共済費の増加等である。

3.4.2 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

現状における総務部の外部委託実施状況を確認するため、平成 27 年度総務部事務概要より外部委託について検討が可能と思われる事業を抜粋し、「現在の業務委託有無」、「定型/大量/反復性」、「業務委託の可能性の有無（業務委託を実施していない場合）」についてアンケートを行ったものが【表 3.4.2 の 1】である。

【表 3.4.2 の 1】 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

具体名	業務量(多・中・少)						定型/ 大量/ 反復性	事務委託 の可能性	備考 (過去の委託化検討、今後の業務量の見通し、臨時職員の方が適当か、等)
	書類形式 チェック	審査	電算 入力	給付	返済・ 債権管理	発送			
[税務課]									
<法人二税>									
申告書の受理、確認等	中	/	中	/	/	/	定型	実施済	京都地方税機構へ移管済み
<自動車二税>									
申告書の受理、確認等	少	/	少	/	/	/	定型	今後検討	今後の税制改正等の状況を見ながら判断

法人二税申告書受理確認等業務については、京都地方税機構へ移管済みであり、同機構において申告書の受付、電算入力などは業務委託で処理している。

自動車二税申告書受理確認等業務については、自動車取得税等の申告受付は、形式的なチェックだけでなく、賦課徴収権限に関わる業務を含んでいるため職員が行ってい

るとの回答を受けている。一方、税額が発生しない形式的なチェックを行うケースの受付は臨時職員で対応し、効率化を図っている。しかし、業務内容としては定型、反復性を含んだ業務であり、委託の可能性が十分に期待される業務である。

自動車二税の申告受付等に係る業務は、複数の都道府県で既に外部委託されている。山口県では、自動車税・自動車取得税の申告書の受付や記載内容の定型的な審査、データ入力等の窓口業務等について経費削減等のメリットが期待できるということで、外部委託を実施している。委託先は一般財団法人山口県自動車振興センターとなっており、平成 25 年度の山口県の外部委託実施計画によると、平成 24 年度の契約金額は 27,122 千円であり、一定のボリュームがあるため、経費削減効果を十分期待できる。

また、福岡県も、自動車二税申告受付等に係る業務を外部委託している。委託先は一般社団法人日本自動車販売協会連合会の福岡支部である福岡県自動車販売協会であり、平成 27 年度の契約金額は 188,676 千円となっている。事業者選定の理由として、「本件業務は委託業務に関する法律的な専門知識のみならず、自動車登録関連全般の知識も必要となる。また、自動車登録手続きの一部であることから、国土交通省等との連携及び県民の利便性を考慮し、県内 4 地区の運輸支局又は軽自動車検査協会の敷地内において業務を遂行できる場所を確保しなければならない。このため、上記条件を満たす当該事業者と随意契約を行うもの。」とされており、金額から見ても申告書の受付や記載内容の定型的な審査、データ入力等の窓口業務等以外の、自動車二税に関するの主要業務を委託しているものと考えられる。

京都府でも、他の都道府県を参考に検討すれば、現在臨時職員が行っている形式的なチェックだけではなく、正規職員が行っている賦課徴収権限に関わる業務も、委託できる可能性があると思われる。

また、府政に関する問い合わせについては、代表電話を設置することにより対応しているが、平成 19 年度からは、府民からの電話による問い合わせ等に対し、府民生活部所管の府民総合案内・相談センターを設置、コールセンターにて対応を行っている（詳細は後述の府民生活部の項参照）ところであるが、コールセンターが設置される以前は、代表電話による交換や直通電話にて対応していた。この代表電話による交換業務はコールセンターが設置されて約 8 年以上が経過した現在も存在しており、京都府の職員（再任用、嘱託を含む。）により運営されている。当該代表電話の交換業務の利用状況及び府民総合案内・相談センターコールセンターの利用状況は、それぞれ【表 3.4.2 の 2】及び【表 3.4.2 の 3】のとおりである。

【表3.4.2の2】 代表電話の年間取扱件数、人員、人件費

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間取扱件数（件）	30,806	28,029	25,530	23,443
人員（人）	4 （うち嘱託1）	4 （うち嘱託1）	4 （うち再任用 1、嘱託1）	4 （うち再任用 1、嘱託1）
人件費（千円）	25,987	25,964	21,615	21,414

【表3.4.2の3】 府民総合案内・相談センターコールセンターの利用状況

所 属	年 度	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		件数	開所 日数	1日当たり 件数	件数	開所 日数	1日当たり 件数	件数	開所 日数	1日当たり 件数	件数	開所 日数	1日当たり 件数
府民総合案内 ・相談センター （府庁1号館）	電話	18,984	244	77.8	17,177	245	70.1	16,420	244	67.3	17,286	244	70.8
	来庁	10,860	244	44.5	10,494	245	42.8	10,259	244	42.0	10,086	244	41.3
	計	29,844	244	122.3	27,671	245	112.9	26,679	244	109.3	27,372	244	112.2

代表電話の年間取扱件数は年々減少傾向にあるものの、平成25年度を除き各年度においてコールセンターの年間件数を上回っているため、代表電話は一定の機能を有していることが分かる。

ここで、両者の機能の違いについてであるが、代表電話は基本的には相手方の要件に応じて担当部署へ内線を引き継ぐ業務であるのに対し、コールセンターにおいてはFAQシステムの利用等により、返答が容易な案件についてはオペレーター自身が対応している。よって、より高度な対応を求められるコールセンターに代表電話の機能を連動・集約させることは可能であると考ええる。

しかし、コールセンターが設置されて約8年以上が経過した現在も代表電話とコールセンターは連動すらしていないため、担当者（オペレーター）内でのローテーションによって代表電話の運営を自己完結させる必要があり、【表3.4.2の2】の人員を要することになっている。

これは、現状においては代表電話のオペレーターについて任用形態の関係から他部署への移動は難しく、雇用維持と業務継続が紐付きになっていることによる暫定的対応によるものである。

しかしながら、代表電話とコールセンターの業務は基本的には重複しており、経費削減の観点等からも段階的に連動させるなど将来的には集約する方向で検討すべき問題と考える。

3.4.3 外部委託の内容検討

総務部所管における平成26年度の契約金額1件につき1,000万円以上の業務委託案件（施設管理・工事・保守点検・ITシステム・設計・警備・清掃・調理・検査・測量・競

輸に関する業務委託は除く) は以下の 3 件であり個別に内容を検討する。

(1)京都府府税徴収金のコンビニエンスストアにおける収納事務委託

①委託内容

コンビニエンスストアは、各店舗で府税を収納するとともに、そのデータ及び資金の収納代行事業者へ送付業務を行い、収納代行事業者は、各コンビニエンスストアからのデータ及び資金の取りまとめ並びに京都府への送付業務を行う。

②委託の経過及び理由

全国のコンビニエンスストア店舗で府税を納入できるようにする。

③委託の効果（経費面を除く）

全国のコンビニエンスストア店舗で府税を納入できるようにすることにより、納税者の利便性向上及び府税徴収率のアップを図る。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.4.3の1】 京都府府税徴収金のコンビニエンスストアにおける収納事務委託の契約経緯

(単位：千円)

年度	前回 平成22年度	平成26年度
契約方法	一般競争入札	一般競争入札
入札者数	2	2
委託先	(株)セディナ	地銀ネットワークサービス(株)
契約期間	平成22年10月1日 ～ 平成25年9月30日	平成25年9月1日 ～ 平成28年8月31日
予定価格	43,155	48,510
契約金額	平成22年度 250 平成23年度 15,563 平成24年度 16,957 平成25年度 16,951	平成25年度 478 平成26年度 17,234

単価契約であり処理件数により契約金額が変わるため、平成 22 年度～平成 25 年度は契約金額 49,721 千円が予定価格 43,155 千円を上回っている。

⑤外部監査の結果

府税収納業務を収納代行事業者及びコンビニエンスストアに委託し、全国のコンビニエンスストア店舗で府税を納付できるようにすることで、納税者の利便性向上、府税徴収率のアップにつながっている。平成 16 年 12 月から自動車税を開始し、平成 23 年 12

月からは府税の全税目がコンビニエンスストア店舗で納付できるようになっている。府税の徴収率と納期内納付率、コンビニエンスストア利用率の推移は【表 3.4.3 の 2】のとおりである。

【表3.4.3の2】 府税の徴収率と納期内納付率、コンビニエンスストア利用率の推移

		(単位：%)											
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
徴収率	府税計	96.5	97.7	98.1	98.0	97.9	97.2	96.8	97.2	97.3	97.5	98.0	—
	自動車税	93.6	94.9	95.5	95.8	96.1	96.5	96.3	96.3	96.5	96.8	97.0	—
納期内納付率	府税計 (件数)	85.8	86.5	86.9	84.2	82.5	82.4	83.8	84.5	85.0	85.7	86.9	—
	府税計 (税額)	93.7	94.7	95.1	93.7	95.3	93.7	94.1	94.3	94.4	95.0	95.4	—
	自動車税 (件数)	68.3	72.4	74.3	76.8	77.9	77.7	78.5	79.4	80.3	81.4	82.8	83.6
	自動車税 (税額)	66.0	70.3	72.3	74.7	77.0	76.7	77.4	78.4	79.5	80.6	82.0	82.7
コンビニ利用率	府税計 (件数)	—	18.3	19.9	22.7	24.5	26.1	26.4	28.1	30.7	32.7	34.5	—
	府税計 (税額)	—	3.1	3.0	2.6	3.1	3.5	3.8	3.9	4.4	4.5	4.4	—
	自動車税 (件数)	—	21.3	22.2	26.3	28.6	29.9	32.4	34.1	36.3	38.0	39.9	42.3
	自動車税 (税額)	—	22.8	23.7	28.0	30.5	31.6	34.2	35.9	38.2	40.1	42.0	44.5

※1 自動車税の納期内納付率・コンビニ利用率は、定期賦課分の数値

※2 府税計の納期内納付率について、平成18年までは自動車税のみ督促発付時点の納付率で算出している。

平成 27 年度のコンビニエンスストア店舗での自動車税納付利用率の件数は自動車税全体の 42.3%、税額では自動車税全体の 44.5%となっており、平成 17 年度と比較すると、納付利用率の件数は 21.0P、税額では 21.7P と大幅に上昇しており、府民に周知され利用が広がっているといえる。自動車税の徴収率も、平成 26 年度は 97.0%となっており、コンビニエンスストア店舗での府税納入開始前の平成 16 年度の 93.6%と比較すると、3.4P 徴収率が改善している。また、納期内の納付率も年々増加傾向にあり、平成 27 年度の自動車税（定期賦課分）の納期内納付率（件数）は 83.6%で、平成 16 年度のコンビニエンスストア店舗での自動車税納入開始前の 68.3%から 15.3P 改善している。

納期内納付率が改善するということは、再納付の手続や督促状発送の手間等も間接的に削減されており、業務の効率化にも繋がっているといえる。また、更なる府民の利便性向上や業務の効率化を図るには、クレジット納税や電子納税という方法もあるので京都府でも費用対効果や利便性の向上を検証しながら導入を進めていくべきである。

(2)府税収納管理等業務

①委託内容

指定金融機関等において収納した公金（統合財務分を除く）の収納情報を税務支援システムに反映させるため、収納済通知書上の情報を、機械作成されたものについては OCR 証票の機械読込により、また、手書き作成のものについては穿孔処理により、情報処理する業務。また、証票を種類ごと、かつ受付日ごとに仕分けする作業、収納情報のエラー修正、各種帳票の出力等の業務を行う。

②委託の経過及び理由

指定金融機関である京都銀行公務部に集中した収納情報を、効率的かつ確実に税務支

援システムに反映させる必要があったため。

③委託の効果（経費面を除く）

情報処理により税務支援システムに効率的かつ確実に収納情報に反映させることによる府民サービスの向上（納付されたものの収納管理、督促状・催告書・納税証明書の発行等）。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.4.3の3】 府税収納管理等業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	(株)ケーケーシー 情報システム	(株)ケーケーシー 情報システム	(株)ケーケーシー 情報システム
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成26年9月30日
予定価格	20,953	19,170	11,130
契約金額	15,033	13,514	10,055

株式会社ケーケーシー情報システムとの単独随意契約が 19 年間続いてきたが、平成 26 年 9 月 30 日で終了した。平成 26 年 10 月以降は、株式会社京都銀行との単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

府指定金融機関に集中した収納情報の処理を、指定金融機関の情報処理を行っている事業者へ委託するもので、本業務を安定的かつ確実に遂行できる事業者は他になく、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。

⑥外部監査の結果

府税収納管理等業務は 19 年間継続して株式会社ケーケーシー情報システムに委託してきたが、平成 26 年 10 月から株式会社京都銀行に委託することになった。株式会社ケーケーシー情報システムとの平成 25 年度決算の契約額は年間 13,514 千円（平成 26 年度決算額は半年契約のため、平成 25 年度決算額と比較している）であったが、株式会社京都銀行との契約額は年間 8,167 千円となり、5,347 千円の経費削減につながっている。これを表にすると【表 3.4.3 の 4】のとおりである。

【表3.4.3の4】 仕分システム化のため委託先変更による経費削減額

(単位：千円)

契約方法	随意契約	随意契約	仕分システム構築によるコスト削減額
委託先	(株)ケーケーシー情報システム	(株)京都銀行	
契約期間	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年10月1日 ～ 平成27年9月30日	
契約金額	13,514	8,167	
			5,347

株式会社京都銀行に委託することになったのは、指定金融機関である株式会社京都銀行が、収納済通知書を自動で仕分するシステムを導入したため、株式会社京都銀行に当該業務を委託したほうが効率的になったからである。株式会社京都銀行が仕分システムを構築したことで収納済通知書の仕分作業を省略できたことが、委託費の削減に繋がった。もっと早い段階で株式会社京都銀行が仕分システムを構築していれば、委託費も早い段階から削減できた可能性がある。

しかし、株式会社京都銀行は指定金融機関というだけで、収納情報を税務支援システムに反映させる業務は請負っていないので、京都府から株式会社京都銀行に仕分システムの構築を依頼することはできなかった。このような状況であるならば、株式会社ケーケーシー情報システムや京都府が仕分システムを構築し、業務の効率化を図るということも考えられた。しかし、そのような検討が行われないうまま 19 年間単独随意契約が継続してきたことになる。

株式会社ケーケーシー情報システムと京都府の両者は、長期にわたる単独随意契約が継続しており、競合他社も存在しないため経費削減への意識が希薄であったと思われる。したがって、単独随意契約が長期間に及んでいる場合は、契約金額や委託事業の範囲、作業の効率化の可能性を検討するために、一定時点でプロポーザル方式による事業者選定や、他事業者の参考見積書と比較をすることが必要である。

(3)税務支援システム帳票出力等業務

①委託内容

税務支援システムのデータをもとに各税目の申告書、納税通知書及び各種リスト等の帳票を作成及び封入封かんする業務

②委託の経過及び理由

各種帳票が多種大量となるため、各種帳票の出力業務を外部委託

③委託の効果（経費面を除く）

出力される帳票（納税義務者に送付する納税通知書等）の作成については誤りがないよう正確性を確保する必要があり、信頼性のある事業者に委託することで府民サービス

の向上に貢献している。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.4.3の5】 税務支援システム帳票出力等業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	一般競争入札不調による随意契約	随意契約	随意契約
委託先	(株)ケーケーシー情報システム	(株)ケーケーシー情報システム	(株)ケーケーシー情報システム
契約期間	平成20年4月18日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	72,288	48,261	56,690
契約金額	54,506	54,190	54,607

平成20年の一般競争入札が入札不調に終わったため、株式会社ケーケーシー情報システムとの単独随意契約を締結することになった。その後も単独随意契約が継続している。また、単価契約のため、処理件数により契約金額が変わるので、平成25年度は契約金額54,190千円が予定価格48,261千円を上回っている。

⑤単独随意契約とした理由

本業務においては、新たな事業者へ委託する場合には、京都府税務支援システムに対応した新たな帳票出力システムの開発経費が必要となるとともに、膨大な検証作業が発生し、多額の人的経費が必要となることから、競争入札に付することが不利と認められるため。

⑥外部監査の結果

平成20年から継続して株式会社ケーケーシー情報システムに委託している。契約時点から現在までの契約金額の推移は、【表3.4.3の6】のとおりである。

【表3.4.3の6】 税務支援システム帳票出力等業務の契約金額の推移

(単位：千円)

年度	20	21	22	23	24	25	26	27
契約金額	104,950	76,200	65,434	62,100	54,506	54,190	54,607	59,178

※ 平成20年度分には、プログラム開発経費12,758千円を含む。

平成20年4月8日に一般競争入札を実施するが、入札参加数1事業者のみであり、入札は不調に終わった。よって、交渉により入札参加者であった株式会社ケーケーシー情報システムと予定価格内で随意契約を結ぶことになった。当初の契約年数は5年であっ

たが、現在は単年度契約に変更している。

京都府の税務支援システムに対応した帳票出力システムを保有しているのは株式会社ケーケーシー情報システムだけであり、新たな事業者へ委託する場合は、新たな帳票出力システムの構築が必要となり、京都府側にも膨大な検証作業が発生し、多額の人的経費が必要になることから、単独随意契約となっている。また、府税納税通知書等は、納税者に対し送付するもので、印字ミスは大きなトラブルとなるため、字体や印字位置をミス無く正確に打ち出すための技術（プログラム開発、印字の調整及び独自フォントの使用）をもつ事業者を毎年度選定する必要がある。更に、納税者の情報流出が起きないように、情報流出の危機管理対策についても事業者選定の重要な条件としている。これらの条件を株式会社ケーケーシー情報システムが満たしているため、単独随意契約により7年間契約を継続してきた。

しかし、当初契約から長期間経過し、契約金額も株式会社ケーケーシー情報システムからの参考見積書を採用しており、単価の見直しや、作業工程の効率化など積極的に行われていない。単独随意契約の場合には適正な契約金額であるかの検討が重要である。そのために、システムを京都府所有にするという方法も考えられる。そうすることで新たなシステムを構築するという一般競争入札の参入障壁が大幅に下がり、京都府側には一時的にシステムの購入費用は発生するが、他の委託先の可能性も広がり競争原理が働くため、公正性と経済性が確保できる。一般競争入札の導入が難しいとしても、少なくともプロポーザル方式によることや、複数事業者から参考見積書を徴取するなど、契約金額の妥当性を検討する必要がある。

また、委託料の中には用紙費用も含まれている。用紙代一式で18,937千円となっている。印刷にミスが発生した場合の責任の所在が、印刷も用紙も委託先に一括発注していれば全て委託先ということになる。用紙を自前で準備すると、印刷ミスが発生した場合の原因が、用紙にあったのか、印刷工程にあったのか明確にするのが困難なケースも発生する可能性があり、京都府としてはそのようなリスクを回避する意味で、用紙の調達まで一括委託するのも分かる。しかし、用紙代だけで18,937千円と高額になっており、自前で用紙購入することで印刷に係る費用を削減できる可能性も十分にあると思われる。

3.4.4 結論

(1)指摘事項

①用紙調達を含む一括委託の見直しについて

税務支援システム帳票出力等業務の委託料の中には用紙費用も含まれている。印刷ミスが発生した場合の責任の所在の明確化を考えると、京都府としてはリスクを回避する意味で、用紙の調達まで一括委託するのも分かる。また、印字ずれなどの印刷ミスなどがあれば、納税者の税行政への信頼が揺らいでしまうため絶対に発生しないようにすべきである。

しかし、用紙代だけで18,937千円と高額になっているため、印刷ミス等が発生しないことを大前提としつつ用紙単価の減額や自前調達を検討するなど、経費削減を図るべき

である。

(2)意見

①京都府府税徴収金のクレジット納税や電子納税の導入について

府税収納業務を収納代行業者及びコンビニエンスストアに委託し、全国のコンビニエンスストア店舗で府税を納付できるようにすることで、納税者の利便性向上、府税徴収率のアップにつながっているが、更なる府民の利便性向上や業務の効率化、徴収率のアップを図るには、クレジット納税や電子納税という方法がある。これらの納税方法は、自治体側の対応に格差はあるが、既に導入、運用している自治体も多くあり、京都府でも費用対効果や利便性の向上を検証しながら導入を進められたい。

②府税収納管理等業務の単独随意契約の長期継続について

府税収納管理等業務は、平成26年9月まで19年間、同一の事業者へ単独随意契約により外部委託してきたが、平成26年10月からは新しい事業者との単独随意契約に変更となった。これは指定金融機関である現委託先が収納済通知書を自動で仕分するシステムを導入したため、現委託先への委託が唯一性、価格の妥当性の観点から適当と判断したためである。従前の事業者と京都府は、長期にわたる単独随意契約が継続しており、競合他社も存在しないため経費削減への意識が希薄であったと思われる。したがって、単独随意契約が長期間に及んでいる場合は、契約金額や委託事業の範囲、作業の効率化の可能性を検討するために、一定時点でプロポーザル方式による事業者選定の実施や、他事業者の参考見積書と比較されたい。

③税務支援システム帳票出力等業務の契約金額の妥当性について

現時点で、京都府の税務支援システムに対応した帳票出力システムを保有しているのは現委託先だけであり、新たな事業者に委託する場合は、新たな帳票システムの構築が必要になり、委託費用の増額と京都府側の検証作業に膨大な時間が必要となることが予測されるのは分かる。

しかし、単独随意契約のため現委託先から提供される見積書を基準に契約金額を決めており、単価の見直し等が積極的に行われているわけではない。単独随意契約の場合には適正な契約金額であるかの検討が重要である。そのために、システムを京都府所有にするという方法も考えられる。そうすることで、一時的にシステムの購入費用は発生するが、他の委託先の可能性も広がり競争原理が働くため、一般競争入札の導入により公正性と経済性が確保できると考える。

一般競争入札の導入が難しい場合でも、少なくともプロポーザル方式によることや、複数事業者から参考見積書を徴取するなど、契約金額の妥当性を検討されたい。

④自動車二税申告書受理確認業務での外部委託実施について

自動車二税申告書受理確認業務は、複数の自治体で委託の実績がある。京都府では、

自動車取得税等の申告受付は、形式的なチェックだけではなく、賦課徴収権限に関わる業務を含んでいるため職員が行っており、税額が発生しない形式的なチェックを行うケースの受付は臨時職員で対応する形態をとり効率化を図っている。職員の判断が必要であり、外部委託が難しいと考えている業務でも、複数の都道府県でこの業務を外部委託して経費を削減している実績がある。これらを考えると、業務内容としては委託の可能性を十分に考える業務である。

しかし、平成 29 年 3 月 31 日に自動車取得税が廃止され、新たに自動車税及び軽自動車税における環境性能割（仮称）が設けられる予定であり、更に、自動車保有関係に関する手続と税、手数料の納付をインターネット上で一括して行うことができる自動車登録のワンストップサービスの導入を国土交通省が推進しており、全国的に導入の検討がされている現状から考えると、今すぐに外部委託に移行するのではなく、これらに合わせて業務を再構築することが合理的であり、その再構築の段階で委託を検討されたい。

⑤コールセンター・電話業務の集約について

京都府では総務部所管の代表電話と府民生活部所管のコールセンターの電話業務において業務の重複が見受けられる。業務の重複は、効率性や経費面等からの問題があり、業務の集約化を検討すべきと考える。

しかしながら、任用形態等の関係で即時の集約化が困難な状況にある。よって、当面は代表電話とコールセンターを連動させることで、任用形態上における最低限の人員で代表電話を運用し、処理できない場合においては、コールセンターにおいて対応する等の方法を検討されたい。

3.5 政策企画部

3.5.1 政策企画部の事務概要

(1) 主要な事務概要

課	事務分掌
企画総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部所管事務の総合調整に関する事。 ・ 経営戦略会議の運営に関する事。 ・ 行政経営品質の向上に関する事。 ・ 部の人事及び組織に関する事。 ・ 部の属する予算の経理に関する事。 ・ 広域振興局に関する事(他課の主管に属するものを除く)。 ・ 東京事務所に関する事。 ・ 部の広聴及び広報の総括に関する事。 ・ 部内他課の主管に属さない事。
行政経営改革課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行財政改革の企画、調整及び実施に関する事。 ・ 組織及び職員の定数に関する事。 ・ 府民満足最大化・京都力結集プランの推進に関する事。 ・ 包括外部監査に関する事。
情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ ITを活用した業務改革の推進に関する事。 ・ 情報通信技術関連施策の企画及び総合調整に関する事。 ・ 地域情報化の推進に関する事。
戦略企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府の重要施策の企画、調査及び総合調整(他課の主管に属するものを除く)に関する事。 ・ 部を横断する新規事業の立案及び推進に関する事。 ・ 地方分権の推進(他課の主管に属するものを除く)に関する事。 ・ 関西広域連合に関する事(他課の主管に属するものを除く)。 ・ 前各号に掲げるもののほか、特に命じられた事務に関する事。
計画推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政運営の基本理念・原則となる条例に関する事。 ・ 長期ビジョン及び中期計画の推進等に関する事。 ・ 地域振興計画の調整等に関する事。 ・ 地域の総合的な整備等に係る各種事業の推進に関する事(他課の主管に属するものを除く)。
企画統計課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国から受託した統計調査(他課の主管に属するものを除く)に関する事。 ・ 府が単独で実施する統計調査(他課の主管に属するものを除く)に関する事。 ・ 統計の分析及びその他統計に関する事(他課の主管に属するものを除く)。
文化学術研究都市推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化学術研究都市建設計画の総合調整に関する事。 ・ 文化学術研究都市の土地利用計画に係る調整に関する事。 ・ 文化学術研究都市における関連公共施設の整備(他課の主管に属するものを除く)に係る調整に関する事。 ・ その他文化学術研究都市の整備等(他課の主管に属するものを除く)に関する事。
企画理事(地域構想推進担当)付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域構想等の企画および総合調整に関する事。

(2) 外部委託の概要

委託契約額及び委託件数の推移は以下のとおりである。平成 22 年度文化学術研究都市推進課の委託契約額の突出は、けいはんなプラザ及び同志社大学におけるスマートシティ実証実験の施設整備によるものである。また、平成 26 年度情報政策課の委託契約額が増加しているのは、京都デジタル疎水ネットワーク更新事業によるものである。これらの特殊要因を除けば、過去 5 年間に於いて委託契約額は概ね 10 億円から 12 億円の範囲で推移しており、その 8 割から 9 割が情報政策課の管轄となっている。情報政策課の主な外部委託は後述の「京都府内部事務アウトソーシング業務」であり、その契約額は 4 億円(平成 26 年度)である。

【表3.5.1の1】 委託契約額及び委託件数の推移

(単位:千円)

所属名	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	委託契約額	委託件数	委託契約額	委託件数	委託契約額	委託件数	委託契約額	委託件数	委託契約額	委託件数
企画総務課	0	0	3	1	2,178	1	3,901	4	2,486	2
行政経営改革課	15,000	1	12,600	1	13,054	2	12,600	1	12,900	1
情報政策課	1,151,684	67	890,859	52	817,382	47	933,616	64	1,101,106	105
戦略企画課・計画推進課	9,332	3	16,604	6	8,804	5	30,626	14	17,327	6
企画統計課(調査統計課)	6,222	29	4,942	29	2,608	29	1,588	27	1,625	31
文化学術研究都市推進課 (新技術拠点整備課)	536,855	10	88,086	7	40,166	5	51,195	5	67,915	10
企画理事付									13,654	6
山城広域振興局	8,916	18	8,899	22	9,177	24	7,878	23	11,806	28
乙訓地域総務室	13,109	13	12,766	18	11,135	19	11,685	28	13,125	28
田辺地域総務室	8,003	14	4,945	14	4,278	14	4,134	13	6,157	12
木津地域総務室	4,229	10	4,559	8	5,754	11	4,407	14	4,862	12
南丹広域振興局	10,563	20	8,697	21	11,467	26	13,397	33	13,479	38
園部地域総務室	9,325	10	9,019	11	8,544	10	8,761	10	8,862	9
中丹広域振興局	11,294	49	11,621	40	15,541	48	12,837	36	17,060	52
綾部地域総務室	3,947	10	3,825	11	4,388	11	4,001	12	4,249	12
福知山地域総務室	3,376	12	3,314	14	3,089	11	4,836	15	4,266	14
丹後広域振興局	4,537	15	4,403	17	7,265	23	7,219	27	12,236	31
宮津地域総務室	2,538	10	3,306	10	2,485	9	2,438	12	2,236	10
東京事務所	0	0	0	0	3,733	2	0	0	0	0
合計	1,798,931	291	1,088,447	282	971,050	297	1,115,119	338	1,315,352	407

人件費及び人員数の推移は以下のとおりである。人件費及び正規職員数は平成25年度まで減少傾向にあったが平成26年度に増加に転じている。平成25年度に比して平成26年度は、省庁等への派遣職員の増加や地域構想を部局横断的に総括する企画理事の設置に伴い、人件費は1億4千万円、正規職員数は12名増加している。正規職員以外の人数は平成24年から増加が続いており、嘱託と臨時職員で正規職員以外のほぼ8割を占めている(平成26年度)。

【表3.5.1の2】 人件費及び人員数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)
政策企画部	2,954,948	2,873,302	2,809,720	2,733,360	2,875,440
正職	276.0	279.0	272.0	272.0	284.0
正職以外	123.0	120.0	125.0	127.0	132.0
嘱託	51.0	46.0	47.0	46.0	49.0
臨職	47.0	49.0	51.0	50.0	54.0
再任用	24.0	24.0	26.0	30.0	28.0
任期付き	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
1人当たり人件費	8,254	8,004	7,907	7,664	7,730

3.5.2 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

政策企画部ではこれまで行政事務支援システム等のシステムやネットワークの運用保守など専門的業務や給与支払業務や旅費支払業務など大量・反復的な業務に外部委託を実施してきている。なお、クラウド技術を活用し府庁内にある各システムのサーバーを仮想基盤に統合し経費削減を図ったり、業務効率化のため、職員用パソコンをモバイル端末に置き換えることを検討中である。また、類似業務の集約・一元化、業務の縮小・廃止に向けて全庁共通業務の見直しを検討しているところである。

3.5.3 外部委託の内容検討

上記の外部委託のうち平成 26 年度の契約金額 1 件につき、1,000 万円以上の業務委託案件（施設管理・工事・保守点検・IT システム・設計・警備・清掃・調理・検査・測量・競輪に関する業務委託は除く）の中から「京都府内部事務アウトソーシング業務」について個別に内容を検討した。

(1) 京都府内部事務アウトソーシング業務

① 委託内容

給与支払業務、旅費支払業務等内部事務のアウトソーシング及び新人事給与システム運用業務

② 委託の経過及び理由

平成 19 年度から内部事務に係る限られた人的リソースをより直接府民にサービスする部門へシフトし、より高い品質の行政サービスを提供するため委託した。

③ 委託の効果（経費面を除く）

内部事務に係る人的リソースをより直接府民にサービスする部門へシフトするとともに、アウトソーシングなどの民間ノウハウを積極的に導入し更なる効率化を図ることができる。さらに、繁忙期と閑散期の人員増減への柔軟な対応が可能となった。

④ 契約方法及び委託先の状況

【表3.5.3の1】 京都府内部事務アウトソーシング業務の契約経緯

(単位:千円)

年度	平成24年度	平成25年度(上半期)	平成25年度
契約方法	単独随意契約	単独随意契約	随意契約 (プロポーザル方式)
委託先	オムロンパーソネル(株)	(株)ワークスビジネスサービス 社会保険労務士おむろ人事サービス	(株)ワークスビジネスサービス 社会保険労務士おむろ人事サービス
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成25年9月30日	平成25年10月1日 ～ 平成30年9月30日
予定価格	388,982	194,491	1,944,912
契約金額	388,982	194,491	1,944,908

※ オムロンパーソネル株式会社は平成19年度にプロポーザル方式で選定された事業者である。

※ 株式会社ワークスビジネスサービスは、オムロンパーソネル株式会社から事業譲渡を受けた会社である。

※ 平成24年度まで、社会保険関係事務については、オムロンパーソネル株式会社を通じて社会保険労務士おむろ人事サービスが従事。事業譲渡を機に、平成25年度から三者契約としたもの。

平成19年度に初めて外部委託が実施されており、その際に外部委託の具体的な範囲、現行処理形態と外部委託導入の可否及び効果について検討されている。平成19年度から旅費支払、給与支払業務の委託契約を開始し、平成20年度以降に委託する内部事務の範囲を拡大している。

平成25年度当初の規則改正により、「給与の支給その他の総務事務に係る集中処理業務の委託に関する契約」も複数年契約が可能になったが、それ以前は年度を超えて契約することができなかった。

そのため平成24年度までは、業務の性質上、毎年事業者の見直しを実施することが円滑な業務遂行に支障をきたす恐れがあり、また、見直しにかかる経費や時間、職員の負担を考えると単年度契約が非効率であるにもかかわらず、単年度契約とせざるを得なかった。

平成25年度からは複数年契約が可能となったが、平成25年度本契約にかかる予算決定から公募、審査、事業者選定、引継ぎまでの期間を考慮し、平成25年4月から9月までの6か月間は単独随意契約とし、平成25年10月からプロポーザル方式による随意契約を開始している。

⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

本委託業務は給与支払業務、旅費支払業務、社会保険業務、物品調達業務及び人事給与システム運用業務と委託範囲が多岐にわたり、事業者の選定にあたっては、業務経験、企画力、応用力、ノウハウ等を総合的に判断する必要がある。また、最新の技術を用いたシステムの運用を行うため、当該システムを運用するに足る排他的権利となる技術力やノウハウの有無を的確に見極める必要がある。したがって、これらの能力を十分に備えていない事業者を含む不特定多数の中から価格のみによって落札者を決定する一般競争入札は本業務の契約方式に適さないため。

⑥外部監査の結果

委託先選定から業務完了・支払に至るまでの一連の実施事項を質問するとともに、各過程における確認資料を閲覧することによって、事務委託取引の適正性を調査した。「京都府内部事務アウトソーシング業務」は平成 19 年度に初めて外部委託が実施されており、その際に外部委託の具体的な範囲、現行処理形態と外部委託導入の可否及び効果について検討されている。今回、平成 24 年度の契約期間満了により、平成 25 年度内に調達を実施するにあたり、前回同様に競争性・公平性の確保の観点から企画提案公募方式により外部委託先を選定したものである。

今回は応募者が 1 事業者のみであったが、企画提案公募方式による申請資料が提出され、その検討にあたっては外部有識者である京都府情報政策有識者会議委員 3 名から参考意見を聴取し、京都府情報政策関連業務委託業者選考委員会において審査が行われている。京都府情報政策有識者会議委員の採点評価の結果は以下のとおりである。

【表3.5.3の2】 京都府内部事務アウトソーシング業務公募の採点評価結果

評価者	業務内容	費用計画	コスト削減効果
A	150/150	1/150	0/50
B	131/150	1/150	0/50
C	150/150	1/150	0/50
計	431/450	3/450	0/150
得点合計	434/1050		

総合評価における業務内容点については 3 名合計 450 点満点中 431 点と好成績であった。一方、費用計画点については 3 名合計 450 点満点中 3 点、また、経費削減効果点については 150 点満点中 0 点であったが、これは金額から自動的に算出されるものであり評価者の意思が反映されたものではない。業務内容については、評価点が好成績であり、現行事業者であることから申し分のない結果となっているが、価格面では予定価格の範囲内ではあるものの、予定価格の見積事業者が落札事業者と同一であり、かつ、結果的に 1 事業者しか応募がなかったため、低評価となっている。

委託業務の履行確認については、毎月提出される実績報告書により実施している。実績報告書には給与、旅費のそれぞれの処理内容、データ件数、業務実施における問題点が記載されている。

3.5.4 結論

(1)指摘事項

なし

(2)意見

①プロポーザル方式における公募参加者数の増加の取組について

総合評価は、「京都府情報政策有識者会議」から選任された3名の外部有識者が、あらかじめ定められた審査項目及び評点基準に沿って採点することに拠っている。外部委託者選定に当たっては、企画提案公募方式を採用しているものの、結果的に応募者が現行事業者である株式会社ワークスビジネスサービス及び社会保険労務士法人おむろ人事サービスの実質的に1事業者のみであった。

本件は、企画提案公募方式であり、参加資格を満たしている者であれば誰でも参加できるとともに、当該参加者は参加者数を把握できない立場にある。したがって、結果的に1事業者であっても一定の競争性は確保されているが、しかし、多種、多様な提案を受け、選択の幅が広がることは京都府にとって有益であるため、複数の企画提案参加者が得られるよう、今後、公募方法を更に検討されたい。

3.6 府民生活部

3.6.1 府民生活部の事務概要

府民生活部では、「府民安心の再構築」、「地域共生の実現」、「京都力の発揮」を「明日の京都」3つの柱として、それぞれの柱についての施策を展開している。府民生活部の事務概要については、府民生活部の課・室・センター別の業務分掌を【表3.6.1の1】として記載することで説明とさせていただきます。

【表3.6.1の1】 府民生活部の業務分掌

課・室・センター別	業務分掌
人権啓発推進室	人権啓発の総合企画及び調整に関すること。 人権啓発の推進に関すること。 同和事業の整理等に関すること。
府民総務課	部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。 部内の人事及び組織に関すること。 部に属する予算の経理に関すること。 部の広聴及び広報の総括に関すること。 部内他課の主管に属さないこと。
防災・原子力安全課	危機管理に関すること。 防災に関すること。 原子力の安全対策に関すること。 国民保護に関すること。 防災行政無線等に関すること。
消防安全課	市町村消防の支援、消防表彰、消防思想の普及宣伝等に関すること。 危険物の規制、危険物取扱者、消防設備士等に関すること。 火薬類、猟銃、高圧ガス、電気工事等の保安に関すること。 消防学校に関すること。
安心・安全まちづくり推進課	安心・安全なまちづくりの企画及び総合調整に関すること。 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進に関すること。 犯罪被害者等の支援に関すること。 セーフ・コミュニティの推進に関すること。 交通安全に関すること。 交通事故の被害者の援助に関すること。 交通事故相談所に関すること。
府民力推進課	NPO等の多様な主体との協働推進に関すること。 地域力の再生に関すること。 特定非営利活動法人の認証、認定等に関すること。 社会貢献活動の促進に関すること。 府民運動の企画及び推進に関すること。 府民参画の推進に関すること。
男女共同参画課	男女共同参画施策の総合企画及び調整に関すること。 男女共同参画の推進に関すること。 女性の社会参画の促進に関すること。 ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。
青少年課	青少年対策の総合企画及び調整に関すること。 青少年の健全育成に関すること。 京都府立青少年海洋センターに関すること。
府民総合案内・相談センター	府民総合案内に関すること。 府民相談に関すること。

消費生活安全センター	消費生活に係る安全確保及び取引方法の適正化に関すること。 消費者の教育及び啓発に関すること。 災害時における生活必需品等の確保に関すること。 消費生活協同組合に関すること。 金融広報に関すること。 消費生活に係る相談及び指導に関すること。 商品テストに関すること。 その他消費生活の安定と向上に関すること。
------------	--

府民生活部の平成 22 年度から平成 26 年度までの委託契約額及び委託件数の推移については【表 3.6.1 の 2】のとおりである。

【表 3.6.1 の 2】 委託契約額及び委託件数の推移

所属名	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)
人権啓発推進室	53,391	39	55,188	40	56,256	40	55,065	35	41,188	37
防災・原子力安全課	115,814	26	104,798	14	161,592	17	166,536	36	145,779	36
消防安全課	28,662	8	45,434	8	31,857	7	30,439	5	31,314	6
安心・安全まちづくり推進課	75,547	10	22,908	9	2,289	6	17,819	5	3,331	4
府民力推進課	125,157	7	155,051	13	153,783	23	57,008	5	11,051	5
男女共同参画課	56,719	20	109,456	23	104,679	29	128,800	27	102,895	23
青少年課	115,429	17	117,903	18	115,579	57	118,187	90	107,915	93
府民総合案内・相談センター	39,329	7	38,165	7	26,500	7	20,537	5	21,024	7
消費生活安全センター	20,703	9	15,564	9	36,013	15	12,544	11	14,873	11
合計	630,752	143	664,465	141	688,548	201	606,935	219	479,369	222

委託件数は増加傾向にあるが、委託契約額は平成 24 年度までは 6 億円台で増加傾向にあるものの、平成 25 年からは減少に転じており、平成 26 年度には 4 億円台にまで落ち込んでいる。これは、平成 21 年度から始まった雇用基金に基づく委託事業の増加により、平成 24 年度までは徐々に委託料が増加したが、平成 25 年度以降は雇用基金の低減に伴い、委託料も縮減されたことによるものである。

一方、府民生活部の同期間における人件費及び人員数の推移は【表 3.6.1 の 3】のとおりである。

【表 3.6.1 の 3】 人件費及び人員数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)
府民生活部	1,235,360	1,305,562	1,277,973	1,246,458	1,289,674
正職	116.0	117.0	119.0	119.0	118.0
正職以外	76.0	73.0	82.0	84.0	85.0
嘱託	53.0	52.0	58.0	60.0	61.0
臨職	20.0	13.0	15.0	14.0	14.0
再任用	2.0	5.0	6.0	7.0	7.0
任期付き	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
1人当たり人件費	7,412	7,881	7,359	7,123	7,384

府民生活部の委託件数は増加傾向にあるにもかかわらず、人件費及び人員数とも、ほぼ一定で推移していることが分かる。

3.6.2 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

現状における府民生活部の外部委託実施状況を確認するため、平成27年度京都府府民生活部事務概要より、外部委託について検討が可能と思われる事業を抜粋し、「現在の業務委託有無」、「業務量」、「定形/大量/反復性」、「業務委託の可能性の有無（業務委託を実施していない場合）」についてアンケートを実施したものが【表3.6.2】である。

【表3.6.2】定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

具体名	現在の業務委託の有無	業務量（多・中・少）						定型/大量/反復性	業務委託の可能性の有無	備考 (過去の委託化検討、今後の業務量の見直し、臨時職員の方が適当か、等)
		書類形式チェック	審査	電算入力	給付	返済・債権管理	発送			
防犯まちづくり推進事業費	一部有	少	少	少	少	-	少	無	-	委託可能な業務については、既に委託済み。その他の事業費については、府民協働防犯ステーションへの活動支援費用等。
ひきこもり自立支援「チーム絆」事業費	一部有	少	少	中	少	少	少	無	-	委託可能な業務については、既に委託済み。その他の事業については、府の政策的判断が必要であり、外部委託に馴染まない。
非行少年等立ち直り支援事業費	一部有	少	少	少	少	少	少	無	-	委託可能な業務については、既に委託済み。その他の事業については、受託可能な民間団体が存在しない。
青少年インターネット対策推進費	無	少	少	少	少	-	少	無	無	府に寄せられる青少年インターネット相談については、庁内の各部門と連携し、回答するため嘱託職員を雇用する形式とした。また、嘱託職員を雇用する方が委託するよりも経費節減となるため、嘱託職員雇用が適当。
輝く女性応援補助事業費	無	中	中	少	少	少	中	大量	無	補助金申請に係る審査については、申請に際し、申請者との事前相談やヒアリング等を通じて、個々の申請内容を確認、整理する作業が必要であり、委託による定型的な業務にはなじまない。
わがまちの消防団強化・応援事業費	無	中	多	多	少	少	少	無	無	事業の性格上、府の政策的判断が必要であり、外部委託に馴染まない。
消費者あんしんサポート事業費	一部有	中	多	少	少	少	少	無	-	委託可能な業務については、委託済み。その他市町村消費生活相談窓口の運営に要する補助金事務であり、審査にあたっては府の政策的判断が必要であり、業務委託になじまない。
同和事業整理費	無	中	多	多	-	多	多	無	無	修学奨励金に係る国庫返還金償還に係る所得調査を市町で実施。37年度まで(同和事業については、平成17年度末をもって経過措置を含め全て終了)
隣保館運営助成費	無	中	多	中	-	-	中	無	無	市町村への補助金であり、審査にあたっては府の政策的判断が必要であり、外部委託に馴染まない。
市町村未来づくり交付金	無	多	多	多	多	多	多	大量反復性	無	提出書類の不備の点検や決算書の計算等単純な業務については臨時職員も活用しているが、交付金の申請に際し、申請者との事前相談やヒアリング等を通じて、個々の申請内容を確認、整理する作業が必要であり、委託による定型的な業務にはなじまない。
地域力再生支援事業費	一部有	少	中	少	少	中	少	無	-	委託可能な業務については、既に委託済み。その他の業務は、相談業務・補助金審査について職員が直接行う必要がある。

「輝く女性応援補助事業費」や「市町村未来づくり交付金」といった事業は大量作業や反復性のある作業であり、外部委託に適しているのではないかと思われるが、府民生活部では備考欄に記載があるように、個々の申請内容の確認・整理作業が必要であるため、外部委託を検討していないとの見解であった。

3.6.3 外部委託の内容検討

府民生活部所管における平成26年度の契約金額1件につき1,000万円以上の業務委託案件（施設管理・工事・保守点検・ITシステム・設計・警備・清掃・調理・検査・測量・競輪に関する業務委託は除く）は以下の5案件であり個別に内容を検討した。

(1)平成26年度危険物取扱者保安講習実施業務委託

①委託内容

危険物取扱者免状所持者が消防法の規定により、3年ごとに受講しなければならない危険物取扱者保安講習（準備、受付、受講証明等の事務を含む）を実施する。

②委託の経過及び理由

上部組織である一般財団法人全国危険物安全協会連合会の指導・助言のもとに、全国の各支部が保安講習を実施しており、かつ、全都道府県が同団体に講習を委託しており、全国同一水準で講習レベルを確保することが可能な唯一の団体であるため、平成2年度から実施している。

③委託の効果（経費面を除く）

継続して一定以上の講義の質を維持するとともに、最新の法令改正に対応した内容の保安講習を実施出来る。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.6.3の1】 危険物取扱者保安講習実施業務委託の契約経緯

（単位：千円）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約 （単独）	随意契約 （単独）	随意契約 （単独）
委託先	（社）京都府危険物安全協会連合会	（一社）京都府危険物安全協会連合会	（一社）京都府危険物安全協会連合会
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	10,274	10,090	10,861
契約金額	10,274	10,090	10,861

平成2年から同一の委託先と継続して単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

危険物取扱者保安講習は、対象とする危険物取扱者が事務所の関係で頻繁に全国的に移動するという現状のなかで実施しているため、全国同一レベルの内容を確保しなければならない。また、危険物取扱作業は、消防法の規制に基づき行われているため、その点でも保安講習の内容は全国同一レベルでないと保安体制に支障が生じる恐れがある。一般社団法人京都府危険物安全協会連合会は、上部組織である一般財団法人全国危険物安全協会連合会の指導・助言のもとに、全国の各支部が保安講習を実施しており、かつ、

全都道府県が危険物安全協会連合会に講習を委託しているため、全国同一水準で講習レベルを確保することが可能な唯一の団体であるためである。その上、当連合会は、危険物取扱者が従事している事務所を会員とする団体のため、法律上受講義務がある危険物取扱者に対し、迅速かつ円滑に保安講習の実施について周知でき、また、未受講者に対して受講することを徹底することができる府内で唯一の団体である。

⑥外部監査の結果

危険物取扱者保安講習は平成2年度から継続して一般社団法人京都府危険物安全協会連合会と単独随意契約している。危険物取扱者保安講習における過去10年間の契約額の推移は【表3.6.3の2】のとおりであり、各年度において10百万円を超えるほぼ一定の契約額となっている。

【表3.6.3の2】 「危険物取扱者保安講習」における過去10年間の契約額推移

(単位：千円)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
契約金額	10,147	10,857	11,745	10,293	10,293	10,645	10,274	10,090	10,861	10,293

一般社団法人京都府危険物安全協会連合会とは全国一律で受講者1人当たり4,700円の単価契約を締結している。この手数料の過去5年間における各年度の収入は【表3.6.3の3】のとおりである。【表3.6.3の2】の各年度の契約額とほぼ一致しており、手数料収入で事業費（府民生活部における事務費等の間接経費を除く）が賄われていることがわかる。なお、平成22年度の契約額と手数料収入に不一致が生じているのは、実績が予定数量を下回り契約の範囲内であることから変更契約が不要となったためである。

【表3.6.3の3】 過去5年間における危険物取扱者保安講習の手数料収入

(単位：千円)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
9,846	10,645	10,274	10,090	10,861

これは、他の都道府県の全てにおいても、それぞれの都道府県における危険物安全協会連合会と同様の契約を締結しており、現状において他の事業者の選定が困難である状況を鑑みると妥当な契約であると考えられる。

しかしながら、比較的同様の環境にあると考えられる運転免許証更新時講習においては、危険物取扱者保安講習と同様に長年にわたり（財）京都府交通安全協会と単独随意契約を締結してきたが、平成26年8月1日に一般競争入札を実施し、民間事業者に業務を委託することになった。この点につき、所管部署である府民生活部に将来的に一般競

争入札による選定事業者拡大についての見解を問合せたところ、次のような回答であった。

＜所管部署の回答＞

危険物に係る法規制の内容や取扱の留意点等に関して、保安講習を実施できる能力を有する他の民間団体は存在しません。

(運転免許のように一般人が保有する技能の講習とは、性質が異なります。)

このため、京都府に限らず、全国のすべての都道府県で、危険物保安に関する公益(一般)法人等に講習委託をしています。

上記回答のように、全国のうち5道県で一般競争入札を行ったが、いずれの応札者も危険物安全協会のみであり、所管部署側の主張も理解できる。

(2)京都ジョブパーク事業女性再就職支援業務委託

①委託内容

マザーズジョブカフェにおいて、子育て中の女性の就業を支援するため、就業支援のセミナー等を提供する。

②委託の経過及び理由

平成23年度から女性の再就職支援に関して専門性を必要とするため委託を実施する。

③委託の効果(経費面を除く)

子育てしながら働きたい女性をワンストップで支援しているため、子育て中の利用者の満足度が高い。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.6.3の4】 京都ジョブパーク事業女性再就職支援業務委託の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約 (プロポーザル方式)	随意契約 (プロポーザル方式)	随意契約 (プロポーザル方式)
プロポーザル参加者数	1社	2社	1社
委託先	(特非)子育て支援コミュニティ おふいすパワーアップ	(特非)子育て支援コミュニティ おふいすパワーアップ	オムロンパーソネル(株)
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	2,525	2,557	14,018
契約金額	2,500	2,554	14,007

平成26年度より予定価格・契約金額が大幅に増加しているのは、京都府北部地域にお

けるセミナーのほか、セミナー等に併せた一時保育を実施するなど事業を拡大したためである。

⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

価格面だけでなく、女性の一人ひとりの事情に応じたきめ細やかなセミナーの開催等、幅広い知識と専門性、高いコミュニケーション能力を必要とするため。

⑥外部監査の結果

「京都ジョブパーク事業女性再就職支援業務委託」はマザーズジョブカフェにおいて、子育て中の女性の就業を支援するため、就業支援のセミナー等を提供する業務を委託するものであるが、「(3)京都ジョブパーク事業マザーズジョブカフェ総合プロデュース・女性再就職支援コーナー運營業務委託」の「②委託の経過及び理由」、「③委託の効果（経費面を除く）」と記載内容が同一であることからわかるように、業務の内容は酷似している。両者の主な相違点は、マザーズジョブカフェにおいてセミナー等を実施するか、カウンセリング等を実施するかの違いにある。また、平成 26 年度においては、両者の業務を同一の事業者が受注している。よって、両者を一括して発注しても差し支えないのではないかと考え、所管部署に見解を問い合わせた。その結果は次のとおりである。

<所管部署の回答>

女性再就職支援業務については、主な業務がセミナー実施であるため、実施が可能な事業者が多いと見込まれ、競争性についても考慮した上で別の発注としたもの（結果として同一事業者が受注）。

今後とも、業務の内容・合理性・競争性等に配慮しながら、最も適切な発注方法を検討していきたい。

所管部署の回答のように、競争性についても考慮した上で別発注としたとの考えには理解できる。確かに、何もかも一括して発注するよりは分割して発注した方が効率や経費面で優位になる場合もある。しかしながら、次回の契約更新の際には今回の結果も踏まえ、発注方法について再検討することが望まれる。

(3)京都ジョブパーク事業マザーズジョブカフェ総合プロデュース・女性再就職支援コーナー運營業務委託

①委託内容

マザーズジョブカフェ及び北部サテライトにおいて、子育て中の女性の就業を支援する相談員や子どもの一時預かりのための保育士を配置し、就業支援を実施する。

②委託の経過及び理由

平成 23 年度から女性の再就職支援に関して専門性を必要とするため委託を実施する。

③委託の効果（経費面を除く）

子育てしながら働きたい女性をワンストップで支援しているため、子育て中の利用者の満足度が高い。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.6.3の5】 京都ジョブパーク事業マザーズジョブカフェ総合プロデュース・女性再就職支援コーナー運營業務委託の契約経緯

（単位：千円）

年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度
契約方法	随意契約 （プロポーザル方式）		随意契約 （プロポーザル方式）		随意契約 （プロポーザル方式）
プロポーザル 参加者数	総合	女性	総合	女性	1社
	1社	1社	1社	1社	
委託先	オムロンパーソネル(株)		オムロンパーソネル(株)		オムロンパーソネル(株)
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日		平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日		平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	総合	女性	総合	女性	31,774
	21,011	13,500	21,319	13,500	
契約金額	総合	女性	総合	女性	31,770
	21,007	13,491	21,115	13,496	

平成 25 年度まではマザーズジョブカフェの総合プロデュース業務と女性再就職支援コーナー運營業務を分割発注していたものを、平成 26 年度から一括発注している。結果的に前契約者と同一の事業者が受注し、契約金額は前契約年度の合算契約額よりも約 3 百万円安い契約額となっている。

⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

価格面だけでなく、受付、総合プレ相談、キッズコーナー等の安全管理を行うための保育士の設置等、幅広い知識と専門性、高いコミュニケーション能力を必要とすることから、プロポーザル方式により事業の内容、事業実施体制についても評価し、最も優れた提案をしたものを契約の相手方とすることが適当であり、競争入札に適さないため。

⑥外部監査の結果

京都ジョブパーク事業マザーズジョブカフェ総合プロデュース・女性再就職支援コーナー運營業務委託はプロポーザル方式を採用しているため、平成 26 年度の実施された公告から審査、契約に至るまでのプロセスについて検討を行った。当該プロセスの日程は【表 3.6.3 の 6】のとおりである。

【表3.6.3の6】 平成26年度のプロポーザル方式による審査・契約の日程

項目	日程
公告日	平成26年2月13日 (募集要項、仕様書をホームページにて公表)
募集要項配布期間	平成26年2月13日～平成26年3月7日
応募に関する質問受付期限	平成26年2月24日
応募書類の受付期間	平成26年2月13日～平成26年3月7日
運營業務説明会	平成26年2月17日
プロポーザル実施日	平成26年3月11日
契約期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日

【表3.6.3の6】のように、公告日の5日後には運營業務説明会が実施されており、実施時期があまりにも早すぎるように思う。確かに、募集要項配布期間は公告日から約1か月近くはあるが、運營業務説明会に出席せずに当該業務委託に募集しようとするのは困難と思えるため、日程の見直しが必要と考える。また、公告をホームページのみで十分かについては疑問があり、このような短期間の日程で実施される公募に募集しようとするならば、かなりの頻度で京都府のホームページを閲覧する必要がある、このような状況でより多くの参加者を募るのは無理がある。

次に、平成26年度の参加者は1事業者のみであったが審査自体は実施され、その審査結果は【表3.6.3の7】のとおりである。

【表3.6.3の7】 プロポーザル方式によるプレゼンテーションの評価点

評価項目		配点	A社				
			①	②	③	④	⑤
1 事業実施体制 【20点】			14	16	20	18	14
事業統括業務	組織体制	10点	8	8	10	10	8
	責任者	10点	6	8	10	8	6
2 提案の事業内容 【60点】			47	48	48	53	43
総合相談業務	来所者の案内、専門コーナー引継ぎ	15点	12	12	12	15	12
	来所管理・情報提供サービス	10点	8	8	8	10	8
北京都ジョブパークマザーズジョブカフェ事業	相談対応、情報収集・提供	10点	8	8	8	8	6
女性再就職支援コーナー運営業務	来所相談以外の対応	10点	8	8	8	10	8
	就職活動以前の相談者対策と早期内定対策	10点	8	8	8	8	6
	セミナー企画業務	5点	3	4	4	2	3
3 利用者拡大の方策 【10点】			8	2	10	8	8
利用者拡大の方策		10点	8	2	10	8	8
4 他コーナー等との連携 【5点】			3	2	4	4	3
連携		5点	3	2	4	4	3
5 経済性 【5点】			2	2	2	2	2
費用対効果		5点	2	2	2	2	2
委員計		100点	74	70	84	85	70
企業計			383点				
平均点			76.6点				
順位			1位				
意見記載欄			<ul style="list-style-type: none"> ・他コーナーとの連携にやや不安、現場責任者の話が聞きたかったです。 ・課題・分析があまりされていないとえます。 ・利用者拡大についての具体策、アイデアがない。 根幹部分に欠けている。連携がうまくいかないのをベクトルが異なる等理由になっていない。				

【表 3.6.3 の 7】によると、5人の評価委員により審査が実施され、平均点は76.6点となっているが、評価委員の③、④の両名においては平均点を約10点近く上回っている。この両名は、所管部署である府民生活部の職員であり、他の評価委員と比べて点数のつけ方が甘いように感じられる。なお、①、②の評価委員は京都府の職員ではなく、⑤の評価委員は京都府の職員ではあるが他部署の職員である。さらに、意見記載欄に記載してある意見を記入した評価委員は①、②の外部の評価委員であり、審査に対する姿勢が評価できる。なお、意見を記載された両評価委員とも他コーナーとの連携についての不安や疑問を持たれている。この点について、監査人も京都ジョブパークマザーズジョブカフェを現地視察した際に生じた疑問と同様である。京都ジョブパークマザーズジョブカフェには【表 3.6.3 の 8】のとおり各コーナーが設けられており、利用者に対してよりきめ細やかに対応することを意図したことは理解できる。

【表3.6.3の8】 マザーズジョブカフェの各コーナー

コーナー名	内容
総合プレ相談	希望に合ったコーナーへご案内する。
ひとり親自立支援コーナー	母子、父子家庭(ひとり親)の方の就業生活相談や情報提供を行う。 (健康福祉部の所管)
マザーズコーナー	ハローワークの相談員が職業相談・職業紹介をする。 (ハローワーク七条の所管)
ママさんコンシェルジュ	働くための保育に関する相談や情報提供を行う。
女性再就職支援コーナー	カウンセリングを通して、一人ひとりに合った働き方をアドバイスする。

しかしながら、これらの各コーナーが適切かつ効率的に連携が図れるかについては疑問が残る。例えば、「ひとり親自立支援コーナー」は健康福祉部の所管で別契約となっており、業務委託の契約先も府民生活部の契約先とは別団体となっているため、密度の高い連携を求めるのは困難ではないかと考える。

また、マザーズジョブカフェは京都テルサ東館に配置されているが、ジョブパーク(マザーズジョブカフェ対象者以外が利用)自体は西館に配置されているため、双方に総合受付が設けられている。総合受付が重複するのは非効率であるため、フロアを統合すべきではないかと問いかけたが、「従前は同じフロアに配置されていたものを、ひとり親自立支援コーナーを利用する女性のなかには男性の目を気にされる方もいることから、女性が男性の目にさらされず、安心して相談ができるように故意に離れた」との回答であった。

しかしながら、「ひとり親自立支援コーナー」はそもそも「母子自立支援コーナー」だったものが、父子家庭も支援の対象になったことから名称変更されたものであり、これにより男性もこのコーナーの利用対象者になっている。また、北京都ジョブパークではマザーズジョブカフェを含むすべての相談コーナーが同じフロアに混在しており、必ずしも京都ジョブパークでマザーズジョブカフェを分離した理念は順守されていない。

たとえ受付は同一であっても、相談コーナーをパーティション等により仕切ることでプライバシーを確保することができれば問題なく、どうしても問題がある相談者についてのみ、京都テルサ内に設けられている別の会議室を利用すれば解決できると考える。

次に、京都ジョブパークマザーズジョブカフェを各コーナー別に利用状況をまとめたものが【表3.6.3の9】である。

【表3.6.3の9】 京都ジョブパークマザーズジョブカフェのコーナー別利用状況

(単位：人)

年度	コーナー名等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計	
22	稼働日数	—	—	—	—	20	24	25	24	23	23	23	26	188	
	延利用者数	総合プレ相談	—	—	—	—	99	160	136	92	74	129	131	99	920
		ママさんコンシルジュ	—	—	—	—	138	124	120	95	124	93	122	128	944
		マザーズコーナー	—	—	—	—	63	146	102	125	65	129	135	147	912
		女性再就職支援コーナー	—	—	—	—	157	227	199	182	123	131	177	244	1,440
		ひとり親自立支援コーナー	—	—	—	—	82	123	71	53	43	84	108	106	670
	計	—	—	—	—	539	780	628	547	429	566	673	724	4,886	
キッズコーナー利用	—	—	—	—	66	52	110	86	66	93	87	111	671		
23	稼働日数	25	23	26	25	27	24	25	24	23	23	24	26	295	
	延利用者数	総合プレ相談	122	134	131	131	160	141	184	125	77	117	112	133	1,567
		ママさんコンシルジュ	57	112	97	107	107	106	159	136	134	100	78	84	1,277
		マザーズコーナー	206	194	176	150	178	205	243	195	155	221	257	267	2,447
		女性再就職支援コーナー	164	139	225	184	254	187	226	200	221	154	200	255	2,409
		ひとり親自立支援コーナー	59	38	48	103	80	151	122	110	68	107	180	159	1,225
	計	608	617	677	675	779	790	934	766	655	699	827	898	8,925	
キッズコーナー利用	79	58	68	93	118	111	184	151	111	115	189	151	1,428		
24	稼働日数	24	24	26	25	27	23	26	25	23	23	23	25	294	
	延利用者数	総合プレ相談	161	160	139	122	133	167	227	170	116	172	169	220	1,956
		ママさんコンシルジュ	34	44	67	57	65	78	132	106	93	92	76	63	907
		マザーズコーナー	252	286	224	183	192	282	264	237	182	261	233	268	2,864
		女性再就職支援コーナー	123	137	162	197	195	198	277	255	213	251	243	229	2,480
		ひとり親自立支援コーナー	127	117	117	114	119	101	115	93	67	97	129	93	1,289
	計	697	744	709	673	704	826	1,015	861	671	873	850	873	9,496	
キッズコーナー利用	105	59	108	106	128	137	178	174	145	211	199	259	1,809		
25	稼働日数	25	24	25	26	27	23	26	24	23	22	23	25	293	
	延利用者数	総合プレ相談	358	338	352	285	303	359	290	356	224	326	279	265	3,735
		ママさんコンシルジュ	70	64	73	66	87	113	109	134	89	66	84	59	1,014
		マザーズコーナー	247	232	252	209	197	223	203	202	121	184	154	210	2,434
		女性再就職支援コーナー	226	267	268	260	260	261	385	360	229	268	242	223	3,249
		ひとり親自立支援コーナー	81	90	112	103	98	100	97	113	75	107	85	133	1,194
	計	982	991	1,057	923	945	1,056	1,084	1,165	738	951	844	890	11,626	
キッズコーナー利用	147	112	98	136	199	190	185	220	137	178	176	177	1,955		
26	稼働日数	25	24	25	26	26	24	26	23	23	23	23	25	293	
	延利用者数	総合プレ相談	338	295	308	270	244	345	317	248	190	264	314	293	3,426
		ママさんコンシルジュ	72	76	83	86	72	104	153	104	75	85	86	100	1,096
		マザーズコーナー	233	211	234	190	180	242	225	175	153	205	213	274	2,535
		女性再就職支援コーナー	279	275	259	256	221	259	261	216	159	230	235	217	2,867
		ひとり親自立支援コーナー	136	145	135	135	103	132	138	113	90	102	111	100	1,440
	計	1,058	1,002	1,019	937	820	1,082	1,094	856	667	886	959	984	11,364	
キッズコーナー利用	139	95	153	141	100	141	144	146	113	143	122	167	1,604		
27	稼働日数	25	23	26	26	26	23	26						175	
	延利用者数	総合プレ相談	279	325	391	304	315	377	452						2,443
		ママさんコンシルジュ	83	65	101	80	83	117	128						657
		マザーズコーナー	238	272	292	202	215	222	286						1,727
		女性再就職支援コーナー	224	226	277	238	228	254	315						1,762
		ひとり親自立支援コーナー	82	94	127	112	85	94	145						739
	計	906	982	1,188	936	926	1,064	1,326						7,328	
キッズコーナー利用	101	91	128	130	126	139	175						890		

※平成22年8月9日開設

平成 22 年度の開所以来順調に延利用者数は増加し、平成 26 年度はやや足踏みしているものの平成 25 年度とほぼ同様の約 11 千人の利用者があることが分かる。なお、平成 26 年度の稼働日数は 293 日のため、1 日平均約 40 人弱の延利用者がいることになる。し

かしながら、コーナーごとの延利用者数に目を移すと、平成 26 年度で最も延利用者数が少ない「ママさんコンシェルジュ」においては、年間の延利用者数は 1,096 人のため、1 日平均約 4 人弱の延利用者数となっており、コーナーとして独立させておくには少ない延利用者数であると考え。今後においては、各コーナーの利用者数を考慮し、十分な利用者数が確保できないコーナーについては、コーナーの集約や窓口開設に日数の縮小により業務委託費の節減を図る等の検討が必要と考える。

さらに、京都府では京都ジョブパークマザーズジョブカフェ（京都市南区）の他に、京都府北部をエリアとする北京都ジョブパークマザーズジョブカフェ（京都府福知山市）が開設されている。北京都ジョブパークマザーズジョブカフェは京都ジョブパークマザーズジョブカフェの縮小版のような施設であり、設置されているコーナーも 2 コーナーのみとなっている。北京都ジョブパークマザーズジョブカフェにおける各コーナーの利用状況は【表 3.6.3 の 10】のとおりである。

【表 3.6.3 の 10】 北京都ジョブパークマザーズジョブカフェのコーナー別利用状況

平成26年度

コーナー名等		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
稼働日数		16	20	21	22	21	20	22	18	19	19	19	22	239
延利用者	ひとり親自立支援コーナー	10	30	32	38	35	28	22	20	27	26	27	30	325
	マザーズコーナー(ハローワーク)	102	31	38	44	30	54	39	44	76	72	74	103	707
	計	112	61	70	82	65	82	61	64	103	98	101	133	1,032
保育ルーム		2	16	32	63	49	75	81	72	75	82	104	182	833
キッズコーナー利用		56	5	5	21	7	9	8	4	7	4	8	4	138

平成27年度

コーナー名等		4月	5月	6月	7月	8月	9月	累計
稼働日数		21	18	22	22	21	19	123
延利用者	ひとり親自立支援コーナー	17	27	26	32	27	19	148
	マザーズコーナー(ハローワーク)	103	84	101	75	63	63	489
	計	120	111	127	107	90	82	637
保育ルーム		52	22	45	42	25	50	236
キッズコーナー利用		5	1	6	6	5	7	30

北京都ジョブパークマザーズジョブカフェの各コーナーにおける平成 26 年度の各コーナーの利用者は「ひとり親自立支援コーナー」で 325 人、「マザーズコーナー」で 707 人となっている。これに対して、京都ジョブパークマザーズジョブカフェでは、それぞれ 1,440 人と 2,535 人となっており、約 4 分の 1 前後の利用者に留まっている。これは、京都府の 50%以上の人口を有する京都市をエリアとする京都ジョブパークマザーズジ

ョブカフェと比べると無理もない結果である。確かに、コーナーを削減することにより、京都ジョブパークマザーズジョブカフェを縮小した形態で運営しているが、現状の利用者数は2コーナーを合算しても1日当たりの利用者が平均4～5人程度に過ぎず、不効率的な運営であると言わざるを得ない。よって、これ以上の利用者が見込めない場合は、稼働日数の削減等による運営形態の縮小について検討すべきと考える。

また、北京都ジョブパークマザーズジョブカフェには保育ルームも併設しており、保育コーナーの運営も「京都ジョブパーク事業マザーズジョブカフェ総合プロデュース・女性再就職支援コーナー運營業務委託」の契約額に含まれている。北京都ジョブパークマザーズジョブカフェにおける保育ルームの利用状況は【表 3.6.3 の 11】のとおりである。

【表3.6.3の11】 北京都ジョブパークマザーズジョブカフェの保育ルーム利用状況（利用目的別）

平成26年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開所日数（日）	7	20	21	22	21	20	22	18	19	19	19	22	230
カウンセリング（人）	2	16	30	46	43	56	79	56	72	80	101	181	762
セミナー（人）	0	0	2	17	6	19	2	16	3	2	3	1	762
合計（人）	2	16	32	63	49	75	81	72	75	82	104	182	833

平成27年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
開所日数（日）	21	18	22	22	21	19	21	144
カウンセリング（人）	48	18	35	31	20	41	85	278
セミナー（人）	4	4	10	11	5	9	14	278
合計（人）	52	22	45	42	25	50	99	236

北京都ジョブパークマザーズジョブカフェ保育ルームの利用者は、平成26年度で1日当たりの平均3～4人程度であることが分かる。なお、平成26年3月の利用者は182人で1日当たりの平均利用者が8人を上回っているが、これは年度末の転職シーズンに起因する一時的な就職相談者の増加によるものと推察する。確かに、「女性が安心して集中して就職活動ができるように保育サービスを行う」というコンセプトは理解できるが、現状の利用者数では非効率的であると言わざるを得ず、開所日数の削減等の縮小を検討すべきと考える。

最後に、北京都ジョブパークマザーズジョブカフェにおいても女性再就職支援事業セミナーを実施しており、実績は【表 3.6.3 の 12】のとおりである。

【表3.6.3の12】 北京都ジョブパークマザーズジョブカフェ女性再就職支援事業
セミナーの実績

(単位：人)

	平成26年度					平成27年度				
	再就職応援 (就職活動)		保育活動		保育 人数	再就職応援 (就職活動)		保育活動		保育 人数
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数		開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	
4月	1	6	—	—	0	2	13	—	—	4
5月	2	1	—	—	0	3	25	—	—	4
6月	2	3	—	—	2	3	26	—	—	10
7月	2	6	1	26	17	3	10	1	8	11
8月	2	12	—	—	6	3	16	—	—	5
9月	2	9	1	20	19	3	7	1	10	9
10月	2	13	—	—	2	3	29	—	—	14
11月	2	11	1	13	16					
12月	3	24	—	—	3					
1月	1	12	—	—	2					
2月	1	14	—	—	3					
3月	1	4	—	—	1					
計	21	115	3	59	71	20	126	2	18	57
	参加人数合計 174人					参加人数合計 144人				

平成26年度の再就職応援に関するセミナーは21回開催に対して延115人が参加しており、1回当たりの平均参加者は約5.5人である。一方、保育活動に関するセミナーは3回の開催に対して延59人が参加しており、1回当たりの平均参加者は約19.7人となっている。保育活動に関するセミナーの平均参加者は適正規模と考えられるが、再就職応援に関するセミナーの平均参加者5.5人というのはいささか少なすぎると考えられる。また、平成26年5月においては、開催回数が2回に対して参加人数が1人である月も存在するので、開催回数の削減や開催場所の変更等について検討すべきと考える。

(4) 京都ジョブパークマザーズジョブカフェ「安心ゆりかごサポート」業務委託

①委託内容

就職活動中や就職決定後、保育所が決まるまで安心して就職活動ができるよう、保育ルームを設置し、一時保育を実施する。

②委託の経過及び理由

平成23年度から安全な保育ルームの運営を行う必要があるため委託を実施する。

③委託の効果（経費面を除く）

面接時や就職後に保育所へ入所できない場合に利用できるため、利用者の安心と満足

につながっている。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.6.3の13】 京都ジョブパークマザーズジョブカフェ「安心ゆりかごサポート」業務委託の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約 (プロポーザル方式)	随意契約 (プロポーザル方式)	随意契約 (プロポーザル方式)
プロポーザル参加者数	4社	1社	1社
委託先	(株)アルファコーポレーション	(株)アルファコーポレーション	(株)アルファコーポレーション
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	15,000	15,165	11,670
契約金額	14,696	15,033	11,666

平成24年度にはプロポーザル方式に4事業者が参加していたが、平成25年度、26年度は1事業者のみの参加となっている。

⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

価格面だけでなく、具体的な運営プランや業務体制についても評価し、安全な保育ルームの運営を行う必要があるため。

⑥外部監査の結果

保育ルームは京都ジョブパークマザーズジョブカフェの相談コーナーとは離れた場所に設けられており、京都ジョブパークでセミナー等の開催や就職活動中や就職決定後、保育所が決まるまで安心して就職活動できることを目的として設置されている。なお、保育ルームの利用者、利用目的の状況は【表3.6.3の14】のとおりである。

【表3.6.3の14】 京都ジョブパークマザーズジョブカフェの保育ルーム利用状況（利用目的別）

(単位：人)

年度	合計			カウンセリング等利用者			面接利用者			就職後利用者			講座・セミナー			職業訓練・ジョブトライ		
	3歳未満	3歳以上	合計	3歳未満	3歳以上	合計	3歳未満	3歳以上	合計	3歳未満	3歳以上	合計	3歳未満	3歳以上	合計	3歳未満	3歳以上	合計
平成22年度	686	294	980	199	48	247	42	19	61	130	48	178	315	179	494	—	—	—
平成23年度	1,321	272	1,593	249	40	289	87	24	111	154	68	222	831	140	971	—	—	—
平成24年度	2,449	419	2,868	500	72	572	170	23	193	752	192	944	1,027	132	1,159	—	—	—
平成25年度	2,866	138	3,004	289	21	310	174	30	204	1,411	7	1,418	992	80	1,072	—	—	—
平成26年度	3,201	196	3,397	130	19	149	142	20	162	1,701	57	1,758	873	93	966	355	7	362

※平成22年度は8月9日～3月31日

平成22年4月の開所以降、利用者は順調に増加している。特に、3歳未満の利用者の増加が顕著であり、「女性が安心して集中して就職活動ができるように保育サービスを行う」というコンセプトどおりの利用実態であると推察できる。さらに、京都ジョブパークマザーズジョブカフェ保育ルームの平成26年度以降における月別利用状況は【表3.6.3の15】のとおりであり、平成26年度においては4月の85人に対して3月では489人と、約5～6倍の大差があり、保育士の効率的なシフト運用が必要な状況となっている。

【表3.6.3の15】 京都ジョブパークマザーズジョブカフェの保育ルームの月別利用状況

平成26年度

年月	合計			カウンセリング等利用者			面接利用者			就職後利用者			講座・セミナー			職業訓練・ジョブトライ		
	3歳未満	3歳以上	合計	3歳未満	3歳以上	合計	3歳未満	3歳以上	合計	3歳未満	3歳以上	合計	3歳未満	3歳以上	合計	3歳未満	3歳以上	合計
26年 4月	81	4	85	5	0	5	13	1	14	46	1	47	17	2	19	0	0	0
5月	131	15	146	10	8	18	11	4	15	37	0	37	73	3	76	0	0	0
6月	162	7	169	16	0	16	7	1	8	36	0	36	100	4	104	3	2	5
7月	183	8	191	24	3	27	11	0	11	65	0	65	67	4	71	16	1	17
8月	128	16	144	4	1	5	6	0	6	50	0	50	53	15	68	15	0	15
9月	204	24	228	12	3	15	8	5	13	45	0	45	115	16	131	24	0	24
10月	262	23	285	18	0	18	17	0	17	97	21	118	88	2	90	42	0	42
11月	336	43	379	14	0	14	11	1	12	156	19	175	98	20	118	57	3	60
12月	367	31	398	3	2	5	16	0	16	235	16	251	51	13	64	62	0	62
27年 1月	425	11	436	11	0	11	10	2	12	268	0	268	103	9	112	33	0	33
2月	444	3	447	7	1	8	10	1	11	306	0	306	69	1	70	52	0	52
3月	478	11	489	6	1	7	22	5	27	360	0	360	39	4	43	51	1	52
合計	3,201	196	3,397	130	19	149	142	20	162	1,701	57	1,758	873	93	966	355	7	362

就職後利用実人数			利用期間	
期間 : 4/1～ 3/31				
3歳未満	3歳以上	合計	3ヶ月未満	45
63	2	65	3ヶ月以上6ヶ月未満	18
			6ヶ月以上	2

平成27年度

年月	合計			カウンセリング等利用者			面接利用者			就職後利用者			講座・セミナー			職業訓練		
	3歳未満	3歳以上	合計	3歳未満	3歳以上	合計	3歳未満	3歳以上	合計	3歳未満	3歳以上	合計	3歳未満	3歳以上	合計	3歳未満	3歳以上	合計
27年 4月	101	8	109	10	0	10	4	0	4	49	4	53	19	4	23	19	0	19
5月	122	0	122	11	0	11	8	0	8	36	0	36	67	0	67	0	0	0
6月	132	3	135	14	0	14	11	0	11	49	0	49	58	3	61	0	0	0
7月	205	11	216	3	3	6	10	2	12	69	0	69	91	6	97	32	0	32
8月	204	6	210	12	4	16	1	0	1	102	0	102	73	2	75	16	0	16
9月	209	12	221	13	0	13	12	0	12	77	0	77	82	12	94	25	0	25
10月	277	1	278	20	0	20	18	0	18	103	0	103	110	0	110	26	1	27
合計	1,250	41	1,291	83	7	90	64	2	66	485	4	489	500	27	527	118	1	119

就職後利用実人数			利用期間	
期間 : 4/1～ 3/31				
3歳未満	3歳以上	合計	3ヶ月未満	27
30	3	33	3ヶ月以上6ヶ月未満	4
			6ヶ月以上	2

なお、京都ジョブパークマザーズジョブカフェの相談コーナーには保育ルームとは別にキッズルーム（利用者数については【表 3.6.3 の 9】参照）が併設されている。このキッズルームは相談者が相談者の目の届くところで子供を預かってもらうことで、安心して相談が受けられることを目的として設置されたものである。保育ルームとキッズルームのどちらも保育士を配置していることで共通しているが、キッズルームは「(3)京都ジョブパーク事業マザーズジョブカフェ総合プロデュース・女性再就職支援コーナー運営業務委託」の契約に含まれているため別契約となっており、それぞれ別事業者による運営が行われている。確かに、保育ルームとキッズルームは別々のフロアーに設置されているが、建屋自体は京都テルサ東館内にあるため、保育士の融通も可能である。また、保育ルームにおいても、月ごとで利用者数にバラツキがあり、これらを一括して保育士の効率的な運用を図るためにも、契約を統一すべきではないかと考える。

(5)コールセンター委託業務

①委託内容

府政に関する問合せ、提案、意見、要望、苦情等の一時対応を行うとともに、必要に応じて業務担当課等への引継ぎを行う。あわせて、その問合せ等への対応経過及びその内容をシステムに入力、管理することにより、対応の遅延等を防ぐとともに、府民ニーズを体系的に把握・分析する。

②委託の経過及び理由

平成 19 年度から府民からの電話による問合せ等に対して、コールセンター部門が即時に対応し、府民満足の上昇及び行政事務の効率化を図ることを目的として委託を実施する。

③委託の効果（経費面を除く）

アンケートによる満足度調査を実施した結果、「大いに満足」との回答が 81.4%であった。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.6.3の16】 コールセンター委託業務の契約経緯

(単位：千円)

年度	前々回契約	前回契約	平成26年度
契約方法	随意契約 (プロポーザル方式)	随意契約 (プロポーザル方式)	随意契約 (プロポーザル方式)
プロポーザル参加者数	6社	5社	3社
委託先	㈱ベルシステム24 CRM事業本部	㈱ベルシステム24 CRM事業本部	㈱ベルシステム24 CRM事業本部
契約期間	平成20年7月10日 ～ 平成23年7月31日 (3年契約)	平成23年7月29日 ～ 平成26年7月31日 (3年契約)	平成26年7月10日 ～ 平成29年7月31日 (3年契約)
予定価格	68,355	54,424	50,557
契約金額	55,536	49,999	50,538

事業者選定を企画提案公募（プロポーザル方式）により実施され、その結果選定された事業者と随意契約を締結している。契約期間は業務の継続性の観点から3年間となっている。

⑤随意契約（プロポーザル方式）とした理由

本事業は、府民総合案内・相談センターにおけるコールセンター等の運営について業務委託を行うものであり、事業者の選定に当たっては、自治体コールセンター業務の特性を踏まえた上で、業務経験、企画力、応用力、ノウハウ等を総合的に判断する必要がある。したがって、これらの能力を十分に備えていない事業者を含む不特定多数の事業者から、価格のみによって落札者を決定する一般競争入札は本業の契約方式に適さず、また、指名競争入札においても、前述の企画力、ノウハウ等の判断が困難であることから、各事業者からの提案内容をもとに、業務遂行能力等を比較評価し、その結果に基づいて委託先を決定できる公募型プロポーザル方式を採用するものである。

⑥外部監査の結果

本事業は府民満足の向上及び行政事務の効率化を図るため、平成19年8月に「府民総合案内・相談センター」を開設し、併せてコールセンター機能を有する「府民総合案内・相談センターコールセンター」を設置し、府民等からの問合せ・苦情・要望・提案等を一元的に受付しているものである。それまでは、代表電話や各部署に直接電話をすることになってきたため、いわゆる「たらい回し」になる可能性があったものを、一元的に管理することで府民等の満足度を向上させることを目的としたものであり、業務委託により経費削減のみを求める事業ではない。よって、事業の評価の指標としては府民等の利用者の満足度が向上できているか否かについて検討することとなる。この点につき、委託先が実施した直近の満足度調査によると「大いに満足」との回答を81.4%得ており、一定の評価ができるものとする。

次に、契約年数が3年間である点についても、迅速かつ的確な対応に不可欠なFAQシステム（京都府業務におけるよくある質問と回答を登録及び検索できるシステム）や府

民サービス・ナビシステム（府民が直接利用できる府のサービス（給付・融資等）のみを掲載した検索サイト）、応対履歴管理システム（コミュニケーターが利用者からの問合せを受けた際、応対した内容を登録、過去の応対記録を検索できるシステム）の構築には、ある一定期間における業務の継続は不可欠であり、妥当であると考えている。

さらに、直近（平成 26 年 6 月）に実施された業務委託事業選定（プロポーザル方式）の資料の検証を行った。今回の選定においては前回の委託先を含む 3 事業者が応募しており、前回の委託先が他の新規 2 事業者を抑えて継続受注する結果となっている。当該選定に係る評価点の内容は【表 3.6.3 の 17】のとおりである。

【表 3.6.3 の 17】 コールセンター部門運用等に係る業務に関する企画提案書 意見聴取会議（評価集計表）

評価項目	評価の対象	配点	4人満点の 集計の合計	A社	B社	C社
①京都市政への理解度	府政運営方針等に対する理解度、従事者への徹底方法等	①極めて優れている 20 ②優れている 15 ③普通 10 ④やや劣る 5 ⑤劣る 0	80	45	50	40
②同種・同等業務の実績	同種業務での実績(出来れば官公庁)とその成果等)	①極めて優れている 20 ②優れている 15 ③普通 10 ④やや劣る 5 ⑤劣る 0	80	30	60	25
③従業者の質の確保方策	業務にふさわしい人員の確保、安定した人員の確保、スタッフの業務経験(出来れば官公庁)、研修方法、指導体制等、及び社会保険加入状況等)	①極めて優れている 15 ②優れている 12 ③普通 8 ④やや劣る 5 ⑤劣る 0	60	32	48	29
④業務実施体制	業務実施方法等	①極めて優れている 10 ②優れている 8 ③普通 5 ④やや劣る 3 ⑤劣る 0	40	12	32	21
⑤経費の見積もり	業務コストの縮減の度合い	①極めて優れている 30 ②優れている 25 ③普通 20 ④やや劣る 15 ⑤劣る 無効	120	80	80	80
⑥特に優れた内容	評価項目以外で特に優れた提案内容の有無	①極めて優れている 5 ②優れている 4 ③普通 3 ④やや劣る 2 ⑤劣る 0	20	11	12	14
合計			400	210	282	209

【表 3.6.3 の 17】における B 社（株式会社ベルシステム 24）が継続して受注することとなった事業者であり、他の新規 2 事業者に比して大差の得点を獲得している。これは評価項目の配点によるものであり、配点の最も大きな評価項目である「⑤経費の見積もり」では 3 事業者とも同点であるのに対し、その次に配点の大きな①～④の評価項目において差がついているのが分かる。それらのうち、①～③の評価項目は既存の事業者が

優位になりがちな評価項目となっており、特に「①京都府政への理解度」や「②同種・同等業務の実績」は既存事業者が優位になる場合がある。確かに、業務の継続性や安定性を重視すると、このような評価項目及び配点としたくなるのは理解できなくもないが、あまりにもその点が顕著になると新規参入を阻止する参入障壁になる可能性がある。このようになると、せつかくプロポーザル方式を導入している意味を失ってしまいかねず、検討の余地があると考える。

3.6.4 結論

(1)指摘事項

①京都ジョブパークと京都ジョブパークマザーズジョブカフェの受付統合等について

京都ジョブパークマザーズジョブカフェは京都テルサ東館に配置されているが、京都ジョブパーク（マザーズジョブカフェ対象者以外が利用）自体は西館に配置されているため、双方に総合受付が設けられており非効率である。フロアを分離している理由は、ひとり親自立支援コーナーを利用する女性のなかには男性の目を気にされる方もいることから、女性が男性の目にさらされず、安心して相談ができるためである。

しかしながら、現状においては「母子自立支援コーナー」だったものが、父子家庭も支援の対象になったことから「ひとり親自立支援コーナー」に名称変更され、男性もこのコーナーの利用対象者になっている。また、北京都ジョブパークではマザーズジョブカフェを含むすべての相談コーナーが同じフロアに混在しており、必ずしも京都ジョブパークでマザーズジョブカフェを分離している理念は順守されていない。

たとえ受付は同一であっても、相談コーナーをパーティション等により仕切ることでプライバシーを確保することができれば問題なく、どうしても問題がある相談者についてのみ、京都テルサ内に設けられている別の会議室を利用すれば解決できるため、受付の統合等の効率的な運営をすべきである。

なお、府民生活部では平成28年度から京都ジョブパークマザーズジョブカフェにおける「受付」、「総合プレ相談」、「ママさんコンシェルジュ」の3業務について、それぞれ1人の計3人体制で行っていたものを1人体制の業務へ変更し、より効率的な運営を図る予定である。

②北京都ジョブパークマザーズジョブカフェの運営縮小について

北京都ジョブパークマザーズジョブカフェは京都ジョブパークマザーズジョブカフェ（京都市南区）と同様の理念を京都府北部地区で展開するため、平成26年4月に京都ジョブパーク北部サテライトとマザーズジョブカフェ北部サテライトを福知山駅前に移転・統合し、開設された。

しかしながら、当初から京都ジョブパークマザーズジョブカフェより縮小（コーナー数を削減等）しているものの、平成26年度で開設している2コーナーにおける1日当たりの平均利用者は4～5人程度に過ぎず、不効率的な運営であると言わざるを得ない。また、併設されている保育ルームについても平均利用者は3～4人程度で同様の状況にある。よ

って、北京都ジョブパークマザーズジョブカフェにおいては運営の効率化を図るため、運営日の削減や運営内容の変更等を行うべきである。

③マザーズジョブカフェの統合発注について

京都ジョブパークマザーズジョブカフェにおいては業務委託に関して複数件数（平成26年度においては府民生活部で6本、健康福祉部で2本）の分割発注となっている。確かに、分割発注の方が低経費で発注できる場合もある。

しかしながら、今回の外部監査においては、セミナー等を実施するか、カウンセリング等を実施するかによって異なる発注を行ったが結果的に同一の事業者が受注している案件が存在した。また、保育ルームとキッズルームの運用にはどちらにも保育士が関与していることから、統合して発注した方が効率的な運用が図れると考えられる案件も見られた。よって、これらの案件においては業務の内容について再検討を行い、有効かつ効率的で競争性にも配慮した発注とすべきである。

(2)意見

①プロポーザル方式における日程の見直しについて

「京都ジョブパーク事業マザーズジョブカフェ総合プロデュース・女性再就職支援コーナー運營業務委託」は、プロポーザル方式を採用しているため公募を行っている。しかしながら、運營業務説明会が公募日の5日後に実施されており、十分な周知期間が設けられていない。

確かに、募集要項の配布期間は公告日から約1か月程度設けられているが、ホームページのみの公募について新規参入事業者が公募を認知するには相当の期間を要すると考えられる。さらに、認知後において運營業務説明会の参加を要望する可能性が高く、現状の日程では不十分であると推察する。

よって、今後は十分な周知期間を設けた後に、運營業務説明会を実施する日程に見直されたい。

②所管部署職員の評価委員への任用の排除について

「京都ジョブパーク事業マザーズジョブカフェ総合プロデュース・女性再就職支援コーナー運營業務委託」はプロポーザル方式のため、プレゼンテーションが実施された。平成26年度の参加者は1事業者のみであったが、評価委員による評価は行われた。しかしながら、評価委員5人中2人の採点（84点と85点）が他の3人（74点、70点、70点）の評価委員に対して10点程度突出していた。この両名は、所管部署である府民生活部の職員であり、より業務に精通しているにもかかわらず、他の評価委員と比べて点数のつけ方が甘いように感じられる。

採点について恣意性を排除する観点から、今後の評価委員の選出においては、できる限り所管部署の職員を控えられるたい。

なお、京都府の事業者選定に係る意見聴取については、平成27年10月1日より所管

部署職員を外した外部有識者のみで行うこととしており、また、本事業においてはそれよりも先行し、平成 27 年度事業におけるプロポーザル方式の意見聴取会議から外部有識者のみによる実施を行った旨の回答があった。

③プロポーザル方式における評価項目について

「コールセンター委託業務」は、プロポーザル方式を採用しているためプレゼンテーションを実施している。プレゼンテーションにおいては評価委員による採点が行われるが、「評価項目」、「評価の対象」、「配点」については事前に京都府が設定している。今回の外部監査において平成 26 年度の採点内容を検証したが、例えば、評価項目において「京都府政への理解度」や「同種・同等業務の実績」というものがあった。

確かに、採用する側の京都府にとっては重要な評価項目であろうが、このような項目での配点が高いとどうしても既存事業者が有利となり、新規事業者の参入障壁となるおそれがある。よって、現時点では問題ないと考えるが、今後のプレゼンテーションにおいては評価項目に対して配点を設定する際には、新規参入を阻害しないように配慮されたい。

3.7 文化スポーツ部

3.7.1 文化スポーツ部の事務概要

文化スポーツ部では事務の主要事項として、1「文化のみやこ・京都」の推進、2「スポーツ王国・京都」の実現、3 私立学校の振興等、4「大学のまち・京都」の実現の4つを挙げており、文化スポーツ部の課別の業務分掌は【表 3.7.1 の 1】のとおりである。

【表3.7.1の1】 文化スポーツ部の業務分掌

課別	業務分掌
文化スポーツ総務課	部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。 部内の人事及び組織に関すること。 部に属する予算の経理に関すること。 部の広聴及び広報の総括に関すること。 部内他課の主管に属さないこと。
文化政策課	文化行政の企画に関すること。 文化財を守り伝える京都府基金に関すること。 植物園、総合資料館及び京都府立陶板名画の庭に関すること。 生涯学習（教育委員会の所管に係るものを除く。）に関すること。 京都府立ゼミナールハウスに関すること。 その他文化行政（教育委員会の所管に属するものを除く。）に関すること。
文化芸術振興課	文化振興事業の企画及び実施に関すること。 文化団体等との連絡調整に関すること。 次世代継承・育成事業の企画及び実施に関すること。 発表機会の企画及び実施に関すること。 芸術文化事業の企画及び実施に関すること。 美術工芸の振興に関すること。 京都府立文化芸術会館、京都府立府民ホール及び京都府立堂本印象美術館に関すること
文化交流事業課	文化交流事業の企画および実施に関すること（文化芸術振興課の主管に属するものを除く。）
スポーツ振興課	府民スポーツ（教育委員会の所管に係るものを除く。）の振興に関すること。 スポーツに係る国際大会等の誘致に関すること。 府民スポーツの奨励育成に関すること。 京都府府民スポーツ振興基金に関すること。 府立体育館に関すること。
スポーツ施設整備課	府立スポーツ施設の整備及び市町村が行うスポーツ施設の整備に関すること。
文教課	私立学校に関すること。 私立専修学校に関すること。 私立各種学校に関すること。 学校法人に関すること。 宗教法人に関すること。 その他文教に関すること。
大学政策課	大学政策（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。 京都府公立大学法人に関すること。

文化スポーツ部の平成 22 年度から平成 26 年度までの委託契約額及び委託件数の推移については【表 3.7.1 の 2】のとおりである。

【表3.7.1の2】 委託契約額及び委託件数の推移

所属名	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)	委託契約額 (千円)	委託件数 (件)
文化スポーツ総務課	506	2	-	-	-	-	-	-	-	-
文化政策課 文化芸術振興課 文化交流事業課	171,422	26	632,350	35	1,232,272	76	439,690	81	297,003	109
スポーツ振興課 スポーツ施設整備課	46,552	18	41,744	14	67,948	16	97,620	14	150,647	17
文教課	13,991	11	13,710	11	1,621	5	2,501	5	1,910	5
大学政策課	96,034	4	11,578	4	84,163	7	7,267	3	207,577	9
植物園	131,130	60	180,086	37	135,275	47	104,081	52	272,310	48
総合資料館	110,026	43	93,515	49	102,789	43	155,075	42	141,402	43
体育館	22,041	24	23,290	22	14,123	21	22,158	16	31,170	11
合計	591,702	188	996,273	172	1,638,190	215	828,393	213	1,102,020	242

委託件数は増減の波はあるものの全体的には増加傾向にある。一方、委託契約額は平成22年度では約6億円であったが、平成23年度、平成24年度と急増し、平成24年度では16億円台となっている。その後、平成25年度では8億円台まで急減したものの、平成26年度では再び10億円台を突破し、約11億円台となっている。これは、複数年にまたがる案件については契約締結年度のみに全額を計上していることから、高額の複数年契約を締結した年度の金額が多くなっているものであり、各年度の特異要因を除けば、約6億円から約8億円の範囲で推移している。

一方、文化スポーツ部の同時期の人件費及び人員数の推移は【表3.7.1の3】のとおりである。

【表3.7.1の3】 人件費及び人員数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)	人件費(千円) 人員数(人)
文化環境部(注)	3,480,898	3,502,484	3,300,535	3,209,359	3,389,367
正職	270.0	265.0	264.0	268.0	275.0
正職以外	101.0	113.0	98.0	99.0	98.0
嘱託	42.0	43.0	45.0	47.0	52.0
臨職	42.0	50.0	42.0	40.0	33.0
再任用	14.0	17.0	11.0	12.0	11.0
任期付き	3.0	3.0	-	-	2.0
1人当たり人件費	10,319	10,291	10,022	9,609	9,959

(注) 平成27年度において、文化スポーツ部と環境部に分かれている。

文化スポーツ部の人件費及び人員数とも、ほぼ一定で推移していることが分かる。

3.7.2 定形・大量・反復・専門的業務の外部委託実施状況

文化スポーツ部において定形・大量・反復・専門的業務において検討している業務は①高等学校等就学支援金業務②奨学のための給付金に係る業務の2業務である。

①の高等学校等就学支援制度は家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生が安心して就学に打ち込む社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し軽減する制度であり、返済は不要である。一方、②の奨学のための給付金は生活保

護世帯と市町村民税所得割額が非課税である世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援するための制度であり、これも返済は不要である。

【表 3.7.1 の 1】に記載のとおり、文化スポーツ部の文教課は私立学校を担当しており、私立高校生で①②の制度を申請する者に対して当該業務を行っている。なお、①②の制度は公立高校生も対象となっており、公立高校生に対しては京都府教育委員会高校教育課が担当している。よって、同様の事業を 2 つの部署が担っており、通学先が私立高校か公立高校かにより分れることになる。

①②のいずれの制度も所得等の要件があり、要件を充足しているかについての申請書及び添付書類の審査が必要で、定形・大量・反復な業務となっている。

①の業務については公立高校生を担当する教育委員会は専用のシステムを運用するとともに、審査業務等について外部へ業務委託を行っているが、文化スポーツ部では独自のシステムを構築して運用し、審査業務等の外部委託は実施していない。一方、②の業務についてはシステムの運用は 2 つの部署で共有化されているものの、教育委員会では①と同様に審査業務等について外部へ業務委託を行っているが、文化スポーツ部では審査業務等の外部委託は行っていない。

この点につき、文化スポーツ部においても外部委託について検討を行ったことはあるが、セキュリティ面や経費面、業務スペースの関係で契約には至らなかったとのことである。

しかしながら、部署が異なることから業務の内容を精査する必要はあるが、私立高校か公立高校かの違いだけで同様の業務を 2 つの部署で行っている部分があれば、システムの共有化も含めて効率性の観点から検討すべき問題であると考ええる。

3.7.3 外部委託の内容検討

文化スポーツ部所管における平成 26 年度の契約金額 1 件につき 1,000 万円以上の業務委託案件（施設管理・工事・保守点検・IT システム・設計・警備・清掃・調理・検査・測量・競輪に関する業務委託は除く）は以下の 4 案件であり個別に内容を検討する。

(1) 京都の記憶遺産デジタルアーカイブ事業（館外）

① 委託内容

京都府立総合資料館と京都府立植物園が所蔵する貴重な書籍・マイクロフィルム・写真資料の公開・活用をより積極的に行うため、370,474 コマの資料を適宜の方法により撮影、マイクロフィルムのコンバートを行い、また 100 点について目録の作成を行い、画像データ等を納品する業務である。

② 委託の経過及び理由

平成 26 年度より事業内容の専門性を理由として委託を実施した。

③ 委託の効果（経費面を除く）

重要文化財クラスの貴重な古文書・古典籍、美術工芸品等京都の歴史・魅力を伝える資料をデジタル画像化し、インターネットで公開できる。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.7.3の1】 京都の記憶遺産デジタルアーカイブ事業（館外）の契約内容

(単位：千円)

年度	平成26年度
契約方法	一般競争入札
入札参加者数	4社
委託先	凸版印刷(株) 西日本事業本部
契約期間	平成27年1月16日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	18,271
契約金額	12,009

4事業者の参加による一般競争入札が実施された。予定価格は一般競争入札で落札した事業者から、公告前に徴取した見積書の金額を採用している。

⑤外部監査の結果

予定価格は公告前に落札した事業者から徴取した見積書の金額を採用しているが、当該事業者は入札時において事前に提出した見積金額 18,271 千円を大きく下回る 12,009 千円（【表 3.7.3 の 1】、【表 3.7.3 の 4】参照）で落札している。この点については、一般競争入札のため競争原理が働いて事前の見積金額を下回る金額で落札したのではないかというのが京都府の見解であった。確かに、一般競争入札においては、入札参加者数や入札事業者の顔触れによって競争原理が働き、入札金額の駆け引きが行われるのは理解できる。しかしながら、一般競争入札による競争原理の結果、このように予定価格と落札金額に乖離が生じるのであれば、当初の予定価格の設定に対して 1 事業者のみの見積書徴取では不十分であると言わざるを得ない。

次に、一般競争入札の日程は【表 3.7.3 の 2】のとおりである。公告日から入札日まで年末年始の休日を含む約 3 週間と短期間であり、入札の翌日から契約期間が開始され、3 月中には契約期間が満了している。また、公告日から約 2 週間後（年末年始の休日を含む）には【表 3.7.3 の 3】に掲げた書類を提出する必要があり、質問回答会も公告日から約 2 週間後（年末年始の休日を含む）には実施され、大変慌ただしい日程となっている。確かに、今回の一般競争入札にあたっては結果的に 4 事業者が入札に参加したものの、本来の一般競争入札の趣旨からはより広く参加者を募る必要がある。よって、平成

26年度からの新規事業である本入札案件については、年度当初より計画的に余裕を持った日程とすべきであり、このような慌ただしい日程での入札は好ましくないと考える。

【表3.7.3の2】 一般競争入札の日程

項目	日程
公告日	平成26年12月24日
申請書交付期間	平成26年12月24日～平成27年1月7日 (除く平成26年12月28日～平成27年1月4日)
提出期間	平成26年12月24日～平成27年1月7日 (除く平成26年12月28日～平成27年1月4日)
質問回答会	平成27年1月8日
入札日	平成27年1月15日
契約期間	平成27年1月16日～平成27年3月31日

【表3.7.3の3】 一般競争入札に参加するための提出書類

	提出書類	提出部数		備考
		法人	個人	
※1	一般競争入札参加資格審査申請書	1	1	
2	商業登記事項証明書又は身分証明書等	1	1	法人…商業登記事項証明書 個人…身分証明書等
3	定款	1		
※4	府税納税証明書又は申出書	1	1	
5	消費税及び地方消費税納税証明書	1	1	
※6	誓約書及び役員等調書	1	1	
7	財務諸表又は所得税確定申告書の写し	1	1	法人…直前2営業年度分の貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書 個人…直前2年分の所得税確定申告書の写し
※8	営業経歴書又は営業実績調書	1	1	
※9	委任状	1		委任する場合のみ提出
※10	取引使用印鑑届	1	1	
※11	歴史資料の撮影・デジタル化に関する業務実績書	1	1	法人…直前5営業年度分 個人…直前5年分
12	返信用封筒	1	1	定形型

※については様式を配布します。

【表3.7.3の4】 各参加者の入札金額

(単位：千円)

順位	金額	入札者	結果
1	11,120	A社	落札
2	11,750	B社	
3	16,200	C社	
4	18,700	D社	
	辞退	E社	

※金額は税抜であり、落札価額11,120は税込で12,009である。

(2)総合資料館文化資料業務委託契約

①委託内容

京都府立総合資料館が執行する業務のうち、美術工芸資料、歴史民俗資料（古文書及び行政文書を除く）等を収集、整理、保存、展示して、調査研究等の一般の利用に供する業務である。

②委託の経過及び理由

昭和 63 年度から本事業に必要な専門性や運営能力を理由に委託を実施した。

③委託の効果（経費面を除く）

長く後世に伝えたいという府民の期待と信頼のもと、寄贈や寄託という形で京都府に寄せられた貴重な資料を保存、展示し、調査研究等の一般の利用に供している。

④契約方法及び委託先の状況

【表3.7.3の5】 総合資料館文化資料業務委託契約の契約経緯

(単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約方法	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)
委託先	公益財団法人 京都文化財団	公益財団法人 京都文化財団	公益財団法人 京都文化財団
契約期間	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
予定価格	会計規則第162条第1号により省略	会計規則第162条第1号により省略	会計規則第162条第1号により省略
契約金額	41,238	42,348	44,893

昭和 63 年度より継続して公益財団法人京都文化財団と単独随意契約を締結している。

⑤単独随意契約とした理由

府民の信頼のもとに寄せられる貴重な資料等の収集、保存、展示等を確実に執行するためには、適当な展示施設や専門的人員・体制を有すること、展示会の開催実績があることなどの要件が必要であり、当該要件を満たす団体は公益財団法人京都文化財団しかなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。

⑥外部監査の結果

総合資料館文化資料業務委託契約は昭和 63 年度より継続して公益財団法人京都文化財団と単独随意契約を締結しており、過去 10 年間の契約金額の推移は【表 3.7.3 の 6】のとおり、ほぼ一定の金額が支払われている。

【表3.7.3の6】 「総合資料館文化資料業務委託契約」における過去 10 年間の契約金額推移

(単位：千円)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
契約金額	49,466	45,198	44,344	42,738	40,652	40,704	41,238	42,348	44,893	44,342

業務委託の履行や評価の方法については、学芸員資格を有する職員が配置されている京都府立総合資料館が財団から必要に応じて事業等の報告を受けるとともに、日頃から資料の収集等の事務を含め連絡調整を行う中で、事業終了後に年 1 回提出される事業報告書に基づいて確認・評価を実施している。

そこで、過去 5 年間（平成 22 年度～平成 26 年度）に提出された事業報告書を入手し、内容を確認した。事業報告書の項目は次のとおりである。

【表3.7.3の7】 事業報告書の記載項目

1 資料収集
2 管理委託資料の館外貸与、特別撮影および利用、特別観覧 (1)館外貸与 (2)特別撮影および利用 (3)特別観覧
3 管理委託資料の展示 (1)常設展示 (2)特別展示
4 京都府立総合資料館収蔵庫管理業務
5 害虫防除のための薬剤散布

記載内容としては、主として管理委託資料の受払いの内容一覧（受入日、貸与日、資料名、利用目的等）であるため、過去5年間の受払の点数、収集の区分を集約したものが、【表3.7.3の8】【表3.7.3の9】である。

【表3.7.3の8】 管理委託資料の受払点数

(単位:点)

年度	区分					計
	収集	貸与	一時持出し	特別撮影	特別観覧	
平成22年度	380	84	293	67	90	914
平成23年度	36	92	51	50	203	432
平成24年度	19	163	94	44	77	397
平成25年度	866	242	163	47	373	1,691
平成26年度	53	221	58	34	7	373

【表3.7.3の9】 管理委託資料の収集区分内訳

(単位:点)

年度	区分				計
	寄附	購入	保管換	取得	
平成22年度	379	0	1	0	380
平成23年度	36	0	0	0	36
平成24年度	19	0	0	0	19
平成25年度	174	0	692	0	866
平成26年度	53	0	0	0	53

【表3.7.3の8】【表3.7.3の9】によると、年度ごとで処理点数にかなりのバラツキがあることが確認できる。しかしながら、処理点数が突出している平成25年度が当該年度や翌年度の契約金額に影響を及ぼしていることは【表3.7.3の6】からは見出すことができない。

確かに、文化資料の保管業務等については人件費が占める割合がかなり高く固定費が大部分と推察できるため、作業量に応じて契約金額を完全に変動させるのは困難であると思う。また、作業量については受払点数だけでは測れず、専門家である学芸員の日ごとの活動によって、結果的に府民の貴重な財産である総合資料館の所蔵資料全体の充実につながっているとの考えも理解はできる。

作業量はこうした数字に表れない面もあるが、あまりにも大きな作業量の変動については考慮すべき点でもある。よって、今後は業務全体の中で検討し、契約金額を考慮していくべきと考える。